第 23 回

定時株主総会
招集ご通知

■ 日時

2025年３月26日（水曜日）午前11時
（開場：午前10時30分）

■ 場所

東京都港区六本木三丁目２番１号
住友不動産六本木グランドタワー９階
ベルサール六本木グランド
コンファレンスセンター　ROOM-I
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

ネットで招集
Provided by TAKARA Printing
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/3659/

NEXON

株式会社ネクソン

証券コード：3659

証券コード　3659
2025年３月11日
(電子提供措置の開始日2025年３月４日)

株　主　各　位

東京都港区六本木一丁目４番５号
株　式　会　社　ネ　ク　ソ　ン
代表取締役社長　李　　　政　　　憲

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト（https://www.nexon.co.jp/ir/stock-information/）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）
上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、
当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

ネットで招集のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツを
パソコン・スマートフォン等でも快適にご覧いただけます。
以下のウェブサイトまたはQRコードにアクセスしてください。
https://s.srdb.jp/3659/

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」に従って2025年３月25日（火曜日）午後７時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　　時　2025年３月26日（水曜日）午前11時（開場：午前10時30分）

2．場　　　所　東京都港区六本木三丁目２番１号　住友不動産六本木グランドタワー９階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター ROOM-I

3．目 的 事 項

報 告 事 項　1．第23期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第23期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の内容決定の件（2025年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与）

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当社は、書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を掲載しておりません。なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、また監査等委員会が監査報告を作成するに際して、下記事項を含む各担当の監査対象書類をそれぞれ監査しております。

・当社グループの現況のうち（2）財産及び損益の状況、（5）主要な事業内容、（6）主要な営業所、（7）従業員の状況、（8）主要な借入先の状況、（9）その他当社グループの現況に関する重要な事項
・株式の状況
・新株予約権等の状況
・会社役員の状況のうち②責任限定契約の内容の概要、③補償契約の内容の概要、④役員等賠償責任保険契約の内容の概要、⑥社外役員に関する事項のうち、ロ.当事業年度における主な活動状況、ハ.記載内容についての社外役員の意見
・会計監査人の状況
・取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
・会社の支配に関する基本方針
・剰余金の配当等の決定に関する方針
・連結計算書類の連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表
・計算書類の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
・連結計算書類に係る会計監査報告
・計算書類に係る会計監査報告
・監査等委員会の監査報告

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時	2025年３月26日（水曜日） 午前11時（開場：午前10時30分）
開催場所	ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター ROOM-I

※ご送付しております「招集ご通知」をお持ちください。
※代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会にご出席されない場合

● 書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご記載の上、ご返送ください。

●賛否の記載のない場合、会社提案について「賛」の記載があったものとして、お取扱いいたします。
●議案で、<u>一部の候補者について異なる意思を表示される場合</u>
⇒「賛」若しくは「否」の欄に○印をし、当該候補者の番号をご記載ください。

行使期限	2025年３月25日（火曜日）午後７時到着分まで

● インターネット等の電磁的方法による議決権行使

次頁の「電磁的方法による議決権行使のご案内」をご参照の上、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限	2025年３月25日（火曜日）午後７時受付分まで

電磁的方法による議決権行使のご案内

　インターネット等の電磁的方法により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．パソコン及び携帯電話をご利用の方
　パソコン及び携帯電話をご利用の方はインターネットによる議決権行使として、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことが可能です。
　　議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net

2．スマートフォンをご利用の方
　スマートフォンをご利用の方は、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
　なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3．議決権電子行使プラットフォームについて（機関投資家の皆様へ）
　機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームにご登録されている場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことも可能です。

4．議決権行使のお取扱いについて
(1) 電磁的方法により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(2) 議決権の行使期限は、**2025年３月25日（火曜日）午後７時まで**となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
(3) 書面と電磁的方法により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、電磁的方法によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(4) 議決権行使ウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォームをご利用いただく際のプロ

バイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

5．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

（1）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

6．システムに係る条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使ウェブサイトに掲載されている「インターネットによる議決権行使について」に記載されたシステムに係る条件をご確認ください。

7．パソコン、携帯電話及びスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン、携帯電話及びスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00）

（2）その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行　証券代行部

［電話］　0120（782）031

（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、反対意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	李　政　憲（いじょんほん）（1979年３月12日） 再任	2003年５月 NEXON Corporation（現 NXC Corporation）入社 2006年11月 NEXON Corporation（現 NEXON Korea Corporation）パブリッシングQMチームリーダー就任 2010年４月 NEOPLE INC. 統制室室長就任 2012年７月 NEXON Korea Corporation FIFA室室長就任 2014年４月 NEXON Korea Corporation 事業本部本部長就任 2015年11月 NEXON Korea Corporation 事業統括副社長就任 2018年１月 NEXON Korea Corporation 代表取締役社長就任 2022年３月 NEXON Games Co., Ltd.取締役就任 2023年３月 当社取締役就任 2024年３月 当社代表取締役社長就任（現任） （重要な兼職の状況） NEXON Korea Corporation 取締役	565,034株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	植村士朗（うえむら しろう） (1970年12月31日) 再任	2000年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2003年9月 パシフィックゴルフマネジメント株式会社入社 2004年12月 パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社 2011年7月 当社入社 2014年3月 当社最高財務責任者兼経営管理本部長就任 2014年3月 株式会社gloops取締役就任 2014年3月 株式会社インブルー取締役就任 2015年3月 当社代表取締役就任（現任） 2016年4月 Nexon America Inc.取締役就任（現任） 2016年4月 NEXON M Inc.取締役就任 2016年4月 Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.取締役就任（現任） 2016年9月 NEXON Europe GmbH取締役就任 2020年1月 株式会社gloops代表取締役社長就任 2021年10月 当社最高財務責任者兼管理本部長就任（現任） 2021年10月 Nexon Studios, Inc.（現 Nexon Filmed Entertainment Inc.）取締役就任（現任） 2024年5月 Embark Studios AB取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） Nexon America Inc.取締役 Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.取締役 Nexon Filmed Entertainment Inc.取締役 Embark Studios AB取締役	135,323株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	パトリック・ソダーランド （1973年9月27日） 再任	2000年1月 Digital Illusions Creative Entertainment Chief Executive Officer就任 2006年10月 Electronic Arts Inc. Vice President & General Manager就任 2013年9月 Electronic Arts Inc., EA Worldwide Studios Executive Vice President就任 2018年4月 Electronic Arts Inc., Chief Design Officer就任 2018年11月 Sicalis AB 取締役就任（現任） 2018年11月 Embark Studios AB Chief Executive Officer就任（現任） 2019年1月 Fractal Gaming Group AB 取締役就任（現任） 2019年3月 当社社外取締役就任 2019年7月 当社取締役就任（現任） 2019年11月 Ortalis Group AB 取締役就任 2020年6月 Hexagon Aktiebolag 取締役就任 2020年8月 Surmount Together AB 取締役就任（現任） 2021年8月 Ortalis Holding AB 取締役就任 2021年11月 CoFounded Kapital AB 取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） Sicalis AB 取締役 Embark Studios AB Chief Executive Officer Fractal Gaming Group AB 取締役 Surmount Together AB 取締役 CoFounded Kapital AB 取締役	2,314,916株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
4	姜　大賢（かん　でひょん） （1981年9月1日） 新任	2004年2月 NEXON Corporation（現NXC Corporation）入社 2005年10月 NEXON Corporation（現 NEXON Korea Corporation）クレイジーアーケードチームリーダー就任 2007年4月 NEXON Korea Corporation メイプルライブ開発チームリーダー就任 2009年4月 NEXON Korea Corporation ライブパブリッシング室室長就任 2011年10月 NEOPLE INC. アラド戦記開発室室長就任 2014年4月 NEXON Korea Corporation ライブ開発本部本部長就任 2017年4月 NEXON Korea Corporation 副社長就任 2020年5月 NEXON Korea Corporation Chief Operating Officer就任 2024年3月 NEXON Korea Corporation 共同代表取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） NEXON Korea Corporation 共同代表取締役	28,000株

候補者番号	氏(ふりがな)名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	鶴見尚也(つるみなおや) (1958年2月8日) 新任 社外 独立役員	2005年9月 SEGA PUBLISHING EUROPE LTD. CEO兼President就任 2006年6月 SEGA HOLDINGS U.S.A., INC. CEO兼President就任 2006年10月 SEGA OF AMERICA, INC. Chairman就任 2012年4月 株式会社セガ代表取締役社長兼COO就任 2012年5月 精文世嘉（上海）有限公司副董事長兼首席執行官就任 2014年4月 セガサミーホールディングス株式会社代表取締役専務就任 2014年4月 株式会社セガ取締役副会長就任 2015年1月 CAセガジョイポリス株式会社取締役会長就任（現任） 2015年4月 株式会社セガホールディングス取締役副会長就任 2017年7月 PARADICE SEGASAMY Co., Ltd. 取締役副社長就任 2022年4月 株式会社SNK社外取締役就任（現任） 2023年12月 U&Iエンターテイメントジャパン株式会社代表取締役社長兼CEO就任（現任） （重要な兼職の状況） CAセガジョイポリス株式会社取締役会長 株式会社SNK社外取締役 U&Iエンターテイメントジャパン株式会社代表取締役社長兼CEO	0株

(参考)
　取締役候補者のうち、李政憲及び植村士朗の各氏は、事業報告内「２．会社の現況（２）新株予約権等の状況」に記載の新株予約権を保有しております。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
　　　２．鶴見尚也氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届けを行う予定であります。
　　　３．(1) 李政憲氏を取締役候補者とした理由は、ゲーム業界、特に当社グループの主たる事業基盤である韓国ゲーム市場における豊富な知識と経験を有しており、日本及び海外における当社グループの一層の事業拡大への貢献を期待したものであります。
　　　　　(2) 植村士朗氏を取締役候補者とした理由は、長年の経験から特に財務に関する知見に優れており、当社最高財務責任者としての観点から、日本及び海外における管理体制の充実を図ることを期待したものであります。
　　　　　(3) パトリック・ソダーランド氏を取締役候補者とした理由は、ゲーム業界における戦略的な活動に関する知識や経験により、日本及び海外における当社グループの一層の事業拡大への貢献を期待したものであります。
　　　　　(4) 姜大賢氏を取締役候補者とした理由は、ゲーム事業、特に当社グループのオンラインゲームの運用に関する豊富な知識と経験を有しており、国内外における当社グループの一層の事業拡大への貢献を期待したものであります。
　　　　　(5) 鶴見尚也氏を社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割は、ゲーム業界での豊富な会社経営の経験により、日本及び海外における当社グループの一層の事業拡大への躍進に寄与していただくとともに、当社の経営を監督していただくことを期待したものであります。
　　　４．当社は、鶴見尚也氏の取締役選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を240万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。
　　　５．当社は、李政憲、植村士朗及びパトリック・ソダーランド各氏との間で会社法第430条の２第１項第１号の費用と同項第２号の損失を法令の定める範囲内で補償する旨の補償契約を締結しております。李政憲、植村士朗及びパトリック・ソダーランド各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、姜大賢氏及び鶴見尚也氏の取締役選任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。
　　　６．当社は、取締役全員を被保険者として、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。取締役候補者各氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案に係る取締役候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

参考

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者及び監査等委員である取締役の専門性と経験（スキルマトリックス）

第１号議案が承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

氏名	企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	ゲーム開発	ブランド・マーケティング	新規事業開発	国際ビジネス
李 政憲	●			●	●	●	●
植村 士朗	●	●				●	●
パトリック・ソダーランド	●			●	●	●	●
姜 大賢	●			●	●	●	
鶴見 尚也	●			●	●	●	●
アレクサンダー・イオシロビッチ（監査等委員）		●				●	●
本多 慧（監査等委員）	●				●	●	●
国谷 史朗（監査等委員）			●				●

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

取締役会メンバーの多様性について

当社は、会社の持続的な成長及び企業価値の向上のために取締役会を構成するメンバーの多様性の確保が重要だと考えております。

ただし、そのための本質的な多様性とは、性別、人種、国籍などの属性に基づいたもの（すなわち、デモグラフィー型の多様性）ではなく、人材が持つ多様な能力、技術、経験、価値観、考え方（すなわち、タスク型の多様性）です。このようなタスク型の多様性にあふれる人材を取締役会に確保することにより、人材の同質化を防ぎ、議論の活発化や新しいアイデアが生まれる可能性が高まると確信しており、これこそが企業の持続的な成長や価値向上に寄与するための、あるべき人材の多様性の姿だと思料しております。この考え方は、取締役会メンバーに限らず、それ以外の従業員についても妥当するものです。

本定時株主総会における取締役の選任議案（第１号議案）において女性候補者が１人も含まれておりませんが、当社は、特定の性別や国籍などの違いによる比率その他の具体的数値目標は持たず、タスク型の多様性の確保、浸透を徹底していく所存です。なお、デモグラフィー型の多様性の面について付言いたしますと、今回の取締役候補者は全て男性で女性を含みませんが、国籍の面では日本（２名）、韓国（２名）、スウェーデン（１名）と日本人以外の候補者が過半数を占めております。

デモグラフィー型の多様性とタスク型の多様性の区分については、入山章栄著「世界標準の経営理論」の『第20章　認知バイアスの理論』を参照ください。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の内容決定の件（2025年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与）

１．提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権を取締役の報酬等として付与することについてご承認をお願いするものであります。

本議案の対象である2025年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は、事業報告に記載しております当社の「取締役報酬ポリシー」に基づき、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」及び「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権」から構成されます。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対しては、三事業年度分の「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」及び「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権」を一括して付与するものとし、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」は、今後３年間にわたり、各年の定時株主総会までの任期を全うすることにより、毎年その３分の１にあたる個数の新株予約権が権利確定し、その行使が可能となり、また「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権」は、三事業年度にわたる競合他社との株価の状況の比較や内部的な利益業績目標の達成率に応じて権利確定し、その行使が可能となります。

また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」のみを三事業年度分一括して付与するものとし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して付与されるものと同様に、今後３年間にわたり、各年の定時株主総会までの任期を全うすることにより、毎年その３分の１にあたる個数の新株予約権が権利確定し、その行使が可能となります。

いずれの報酬構成要素についても、グローバルな環境下で優れた経営人材を確保するための競争力のある報酬制度となるような報酬金額に基づいて新株予約権の個数を設定するものであり、さらに、「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権」は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的とするものです。なお、本定時株主総会後に付与される株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権の数は、三事業年度にわたる業績評価期間において、これまでの当社グループの経営実績を踏まえても極めて高い業績目標数値を設定することを前提とするものであり、かつ最大値である150％程度の業績評価指標達成を前提としています。よって、新株予約権の数及びそれに係る取締役の報酬金額が過大にみえるかもしれませんが、実際に権利が確定し、行使が可能となるのは、業績評価期間の経過後、業績達成率に応じて評価、決定、確定された部分に限られます。また、高い業績評価指標が達成された暁には、当社グループの経営成績は著しく向上しているはずであり、当社の株価にも好影響があるものと考えられます。

また、本議案における報酬制度のうち、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」は、株式報酬のうち一定の割合については業績に連動させず、当社へのエンゲージメントを高めてもらうことを目的としており、さらに社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権」は、社外取締役に期待される役割に照らし、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適切に確保し、短期の業績目標達成への過度なリスクテイクを回避する観点から、業績と連動させることはしないものの、株主の皆様との利害共有意識及び当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的としております。

以上のことから、本議案における報酬制度の内容は、それぞれ相当であると考えております。

なお、本議案に係る決議は、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じます。

本議案に基づき発行される2025年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は、新株予約権と引換えにする金銭の払込みを要しないものとしますが、会社法第361条に定める取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等として当社の取締役による職務執行の対価として発行されるものであることから、金銭の払込みを要しないとすることが特に有利な条件に該当するものではありません。

第１号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案における報酬制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は５名（うち、社外取締役の員数は１名）となります。なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、反対意見はありませんでした。

２．取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して取締役の報酬等として付与する2025年度株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権割当の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）

(2) 報酬等の額及び発行する新株予約権の数の上限

株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）及び株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権の数を決定するに際しては、取締役の報酬等としての基準金額について、以下の上限額を設定します。

・株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権（三事業年度分として一括して付与されるもの）：本定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権について、48百万円以内（うち、社外取締役分として36百万円以内）

・株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権（三事業年度分として一括して付与されるもの）：本定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権について、48百万円以内（社外取締役は付与の対象としない）

この新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の公正価額に取締役（監査等委員である取締役を除く）に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出します。なお、当該新株予約権に関する報酬等は、2021年３月25日開催の第19回定時株主総会において承認可決された、取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬額である年額600百万円（うち、社外取締役分として100百万円以内）及び年次業績賞与額である年額1,000百万円とは別枠とします。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する報酬等の配分その他具体的決定は、当社取締役会の決議によるものとします。

発行する新株予約権の数は、以下のとおりとします。

・株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権（三事業年度分として一括して付与されるもの）：本定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の数は、32,000個（うち、社外取締役分として24,000個）を上限とします。

・株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権（三事業年度分として一括して付与されるもの）：本定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の数は、32,000個（社外取締役は付与の対象としない）を上限とします。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とし、新株予約権の目的である株式の数は、以下のとおりとします。

・株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権（三事業年度分として一括して付与されるもの）：本定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の目的である当社普通株式の数は、32,000株（うち、社外取締役分として24,000株）を上限とします。

・株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権（三事業年度分として一括して付与されるもの）：本定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の目的である当社普通株式の数は、32,000株（社外取締役は付与の対象としない）を上限とします。

当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式

の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとします。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとします。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

取締役の報酬等として新株予約権を発行するものであり、新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は金銭以外の財産の給付を要しないものとします。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの期間とします。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、会社法第361条第１項第４号に基づき取締役の報酬等として付与されるものであるため、本議案にかかる取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、当該新株予約権を行使することができません。

具体的には、新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとします。ただし、取締役であった者は、退任、退職若しくは解任（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合に限り、新株予約権を行使することができます。

株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）としての新株予約権については、本定時株主総会後取締役会の決議により付与され、当該新株予約権は、付与後に開催される最初、２年目、３年目の各定時株主総会の終了時に、それぞれ３分の１ずつ権利確定となり、その行使が可能となるものとします。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権については、本定時株主総会後取締役会の決議により付与され、当該新株予約権は、当社の「取締役報酬ポリシー」に従って、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するように同業他社との相対的な株価の動向比較や複数年の内部経営計画に掲げる連結業績を示す指標を選定し、その達成率に連動して、三事業年度にわたる業績評価期間内で、2年後と3年後の業績評価に基づき権利確定し、行使可能となるものとします。

業績評価の指標としては、客観性、透明性のある指標として、①株価ベースの指標（例：相対的トータル・シェアホルダー・リターン（Total Shareholder Return（TSR））並びに②財務ベースの指標（例：連結営業利益及び特定の報告セグメント（報告セグメントのうち、職位及び担当事業に応じて、取締役ごとにその適切な業績評価指標として選定されるものをいう。以下同じ。）における売上収益、営業利益、EBITDA等）を選定し、当社グループのおかれた事業状況、事業計画、持続的な成長のための課題等を総合的に勘案の上、各指標についてウエイトを設定して、当該ウエイトで評価することとします。業績達成率に応じた、株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）報酬部分の変動幅は、0%から100%程度までとします（業績評価指標を100%達成した場合、50%）。

(8) 権利確定前に取締役を退任した場合の取扱い

株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に対する権利が確定する前に取締役の職から離れる場合、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に対する当該未確定部分の権利は失われるものとしますが、任期満了により退任する場合その他取締役会において別途定める事由に該当する場合は、在任期間や業績達成率を加味して定める数の新株予約権を行使できるものとします。

(9) 新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
(10) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
(11) 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
(12) 取締役（監査等委員である取締役を除く）に新株予約権を割り当てる条件の概要
付与される株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）及び株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権の数については、各取締役について決定される基本報酬を踏まえ、それと同時に、「取締役報酬ポリシー４．報酬構成」で定められた割合を考慮した上で、各取締役について株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）及び株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）のそれぞれの基準金額を決定し、当該基準金額を、付与決議日の前日（その日が取引日ではない場合、その直近の取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値により除して得られる数（小数点以下は切り捨て）とします。
(13) その他株式報酬型ストック・オプションとして付与する新株予約権の内容、配分、付与の時期等の決定については、取締役会の決議によることとします。

以　上

事　業　報　告

(2024年１月１日から
2024年12月31日まで)

１．当社グループの現況

（１）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響による下振れリスク、中東地域における紛争の長期化など、先行き不透明な状況が続いております。我が国経済は、不安定な国際情勢による資源・エネルギー価格の高騰や、為替変動による物価の上昇などがあったものの、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続きました。

このような状況の中、当社グループは、ライブ運用を基盤とし、IP成長戦略に沿った組織再編を行っております。これにより主要IPを著しく成長させるとともに、新たな大ヒット作の開発を進めてまいります。新たに策定したIP成長戦略は、垂直及び水平方向の成長で構成される戦略です。垂直方向の成長とは、『アラド戦記』(Dungeon&Fighter)や『メイプルストーリー』(MapleStory)などの大ヒットフランチャイズを新しいコンテンツ、プラットフォーム、地域を通じて提供し、再活性化及び拡張することで成長させる戦略です。この戦略の重要な要素として、市場間の文化的違いを認識し、各地域のプレイヤーの好みに合わせてコンテンツをカスタマイズするハイパー・ローカライゼーションが含まれます。また、水平方向の成長とは、『マビノギ』(Mabinogi)など、当社グループのその他のゲームフランチャイズ、また『ARC Raiders』など開発中の新作から新たな大ヒット作を創出することを目的とした戦略です。

上記の結果、当連結会計年度の売上収益は446,211百万円（前期比5.4％増)、営業利益は124,176百万円（同7.8％減)、税引前当期利益は195,987百万円（同55.6％増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は134,848百万円（同91.0％増）となりました。

報告セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ．日本

当連結会計年度の売上収益は6,123百万円（前期比23.3％増）、セグメント損失は2,633百万円（前期は4,553百万円の損失）となりました。

ロ．韓国

当連結会計年度の売上収益は413,098百万円（前期比3.9％増）、セグメント利益は154,434百万円（同2.8％減）となりました。韓国セグメントの売上収益には、連結子会社であるNEXON Korea Corporationの傘下にあるNEOPLE INC.の中国におけるライセンス供与に係るロイヤリティ収益が含まれます。

ハ．中国

当連結会計年度の売上収益は2,617百万円（前期比17.9％減）、セグメント利益は560百万円（同56.9％減）となりました。

ニ．北米

当連結会計年度の売上収益は17,609百万円（前期比17.8％増）、セグメント損失は4,059百万円（前期は8,363百万円の損失）となりました。

ホ．その他

当連結会計年度の売上収益は6,764百万円（前期比173.5％増）、セグメント損失は9,188百万円（前期は9,796百万円の損失）となりました。

なお、地域別売上収益（顧客の所在地を基礎とし国又は地域に分類した売上収益）は、韓国195,022百万円（前期比23.6％減）、中国164,116百万円（同63.3％増）、日本17,768百万円（同48.9％増）、北米及び欧州42,522百万円（同53.5％増）、その他26,783百万円（同4.0％減）となりました。

当連結会計年度		
地域	金額	構成比
韓国	195,022百万円	43.7%
中国	164,116	36.8
日本	17,768	4.0
北米及び欧州	42,522	9.5
その他	26,783	6.0
合計	446,211	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、24,320百万円であります。

その主な内訳は、その他無形資産2,976百万円、PCオンラインゲーム及びモバイルゲーム運営用設備（サーバー設備等）2,501百万円並びに使用権資産16,477百万円であります。また、当該使用権資産の主な内訳には、当社の連結子会社であるNEOPLE INC.、NEXON Korea Corporation及びButtons Co., Ltd.がそれぞれ建物リースにより認識した1,119百万円、13,387百万円及び1,248百万円の使用権資産を含んでおります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

（2）財産及び損益の状況

区　　　　　分	第 20 期 (2021年 12月期)	第 21 期 (2022年 12月期)	第 22 期 (2023年 12月期)	第 23 期 (2024年 12月期)
売　上　収　益（百万円）	274,462	353,714	423,356	446,211
営　業　利　益（百万円）	91,541	103,696	134,745	124,176
税引前当期利益（百万円）	135,472	140,525	125,929	195,987
親会社の所有者に帰属する当期利益（百万円）	114,888	100,339	70,609	134,848
基本的１株当たり当期利益　（円）	128.91	114.74	82.89	161.79
資　産　合　計（百万円）	986,632	1,042,849	1,098,103	1,256,771
資　本　合　計（百万円）	845,893	867,546	906,575	1,030,525
１株当たり親会社所有者帰属持分　（円）	939.19	996.95	1,064.90	1,238.18

（注）１．当社は指定国際会計基準（IFRS）に基づいて連結計算書類を作成しております。
２．基本的１株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、当期の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。当該発行済普通株式の加重平均株式数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
３．１株当たり親会社所有者帰属持分は、親会社の所有者に帰属する持分を当期末発行済普通株式総数で除して算定しております。当該発行済普通株式総数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

NXC Corporationの保有株式数は、2024年12月31日現在、248,462千株（議決権比率30.1％）であり、間接所有割合を含めても、同社は、会社法及び金融商品取引法上、当社の親会社ではなくなっております。

2024年12月31日現在、NXC Corporationは、当社の主要株主である筆頭株主ですが、投資事業その他当社グループの主力事業であるオンラインゲーム事業と関連のない事業を行っております。また、NXC Corporationが保有している日本地域における社名商標「ＮＥＸＯＮ」については、同社と当社との間で、商標権使用許諾契約を締結し、当社から同社に使用料を支払うことを合意しておりますが、使用料における支払金額は当社の売上高に対して一定の比率で算出された金額になっております。なお、同社とは、当社が社名商標「ＮＥＸＯＮ」の使用許諾契約の延長権限を保有することで合意しております。当社子会社（NEXON Korea Corporation、Nexon America Inc.等）においても、NXC Corporationと同様の契約を締結しております。

上記ライセンス契約を除き、当社グループとNXC Corporationとの間において重要な財務及び事業の方針に関する経常的な取引はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NEXON Korea Corporation	32,500百万韓国ウォン	100%	PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの開発並びに主に韓国におけるPCオンラインゲーム及びモバイルゲームの配信及び出版ライセンス事業
Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.	4,100千米ドル	100%	中国国内の配信会社に対する必要なインフラの提供及びゲーム配信に必要なコンサルティング事業
Nexon America Inc.	210米ドル	100%	主に北米圏でのPCオンラインゲームの配信事業
NEOPLE INC.	181百万韓国ウォン	100% (100%)	PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの開発・配信事業
NEXON Games Co., Ltd.	32,930百万韓国ウォン	61.8% (61.8%)	PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの開発事業
Embark Studios AB	67千スウェーデンクローナ	100% (100%)	PCオンラインゲームの開発・配信事業

（注）1. 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合を内数で示しております。
2. 前連結会計年度末において当社の連結子会社であったPixelberry Studiosは、当連結会計年度に保有株式の全てを売却したことに伴い、当社の連結子会社から除外しております。

③ 当連結会計年度における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社グループは、売上収益と営業利益を持続的に成長させていくため、以下の事項を対処すべき課題として取組んでいく方針であります。

① 当社IPを垂直方向及び水平方向へ成長させ、自社IPを拡張する

当社グループは、世界中に何億人ものファンを有し、また、世界的大ヒット映画やゲームのシリーズと並ぶ、又はそれらを超える規模のゲームIPを複数保有しております。これらのタイトルは、ユーザーに楽しんでいただける魅力的かつ継続的なコンテンツアップデート及び業界トップクラスのライブ運用を通じて長期にわたり成長し、安定的な売上収益を創出しております。特に『アラド戦記』、『メイプルストーリー』、『FC』の3大フランチャイズを成長させることで、安定的な収益基盤をさらに強固なものとし、3大フランチャイズから生み出される売上収益及びキャッシュ・フローをもとに、次世代の大ヒットIP創出へ投資することで柱となる大ヒットIPを増やしてまいります。大ヒットIPをより成長させる垂直方向への成長と次世代の大ヒットIPを育成する水平方向の成長の具体的な施策については以下のとおりです。

イ．大ヒットIPの活用による垂直方向の成長

当社事業の柱である『メイプルストーリー』（MapleStory）、『アラド戦記』（Dungeon & Fighter）及び『FC』の3大フランチャイズをより大きく、より長期的に成長させることを、垂直方向の成長と定義しております。これら3大フランチャイズのライブサービスに注力するだけでなく、以下の4点を具体的な施策としてこれらIPを雪だるま式に成長させてまいります。

ⅰ．既存IPを基にした新規タイトルの展開
ⅱ．プラットフォームの拡大
ⅲ．新しい市場への進出
ⅳ．ハイパーローカライゼーション戦略

ロ．次世代の大ヒットIPの育成による水平方向の成長

3大フランチャイズから生み出される売上収益及びキャッシュ・フローをもとに、次世代の大ヒットIP創出へ投資することで、『マビノギ』（Mabinogi）や『ブルーアーカイブ』（Blue Archive）などのネクソンのその他のゲームフランチャイズや、『ARC Raiders』など現在開発中の新規IPを、3大IPに続く４つ目、５つ目の柱となるよう育成することで、水平方向の成長を実現してまいります。

② サステナビリティに関する取組

当社は世界最高のゲーム会社を目指し、新規のゲームタイトルにおいては楽しくて、独創的で他のゲームと異なるゲームを提供すること、既存のゲームタイトルにおいては、魅

力的なコンテンツアップデートとユーザーを満足させるゲーム運用を通じて、ユーザーに長期間にわたり継続的にゲームプレイを楽しんでもらうことを基本方針としております。そのような基本方針のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、サステナビリティに関する各種課題への適切な取組を経営の重要課題の一つとしてとらえております。

そのため、当社は持続可能性の観点から企業価値を向上するため、サステナビリティ推進体制を強化しており、取締役会の諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会は当社グループの持続可能性に関する様々なテーマについて主要なリスク及び機会を監視・管理し、戦略の策定、取組の決定を行っております。サステナビリティ委員会で決定した戦略や取組は、取締役会に定期的に報告され、その監督を受けております。

サステナビリティ委員会が、中長期的な観点から当社グループに与える財務的影響、当社グループの活動が環境・社会に与える影響、発生可能性を踏まえて、優先的に対応すべきリスクと機会を検討した結果、主に気候変動、人的資本、知的財産権（IP）の３つの項目を当社グループの重要なサステナビリティ課題として認識し、戦略及び取組を設定しております。

（5）主要な事業内容（2024年12月31日現在）

PCオンラインゲーム事業及びモバイルゲーム事業

（6）主要な営業所（2024年12月31日現在）

会社名	営業所	所在地
当社	本店	東京都港区
NEXON Korea Corporation	本店	韓国京畿道城南市
Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.	本店	中国上海市
Nexon America Inc.	本店	米国カリフォルニア州
NEOPLE INC.	本店	韓国済州特別自治道
NEXON Games Co., Ltd.	本店	韓国ソウル市
Embark Studios AB	本店	スウェーデン ストックホルム

（注）前連結会計年度に当社の連結子会社であったPixelberry Studiosは、当連結会計年度に保有株式の全てを売却したため、主要な営業所ではなくなっております。

（7）従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
9,329名（185名）	707名増 （66名減）

（注） 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者（契約社員等）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、従業員数増加の主な理由は韓国子会社における事業運営の強化によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
238名（2名）	28名減（0名）	39.5歳	7.7年

（注） 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者（契約社員等）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（8）主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

（9）その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

（1）株式の状況（2024年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 1,400,000,000株

② 発行済株式の総数 842,443,413株 （自己株式16,958,583株を含む）

③ 株主数 6,092名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
NXC Corporation	248,462	30.1
NXMH BV	152,288	18.4
JP MORGAN CHASE BANK 380815	88,548	10.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	73,468	8.9
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 006	28,229	3.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	20,917	2.5
JPモルガン証券株式会社	17,478	2.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325	16,708	2.0
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	14,145	1.7
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	11,473	1.4

（注）1. 当社は、自己株式16,958,583株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、上記持株比率は、自己株式（16,958,583株）を控除して計算しております。

2. 2023年６月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2022年９月26日現在でパブリック・インベストメント・ファンドが88,548千株（保有割合10.23%）を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

（2）新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
（2024年12月31日現在）

		第６回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		2013年４月22日	2015年７月17日
新株予約権の数		75個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 150,000株 （新株予約権１個につき 2,000株）	普通株式 100,000株 （新株予約権１個につき 2,000株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり 944,000円	新株予約権１個当たり 1,558,000 円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 2,000円 （１株当たり 1円）	新株予約権１個当たり 2,000円 （１株当たり 1円）
権利行使期間		2013年５月７日から 2043年５月６日まで	2015年８月３日から 2045年８月２日まで
主な行使条件		注1、2、3	注1、2、3
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 75個 目的となる株式数 150,000株 保有者数 １人	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 １人
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 ―個 目的となる株式数 ―株 保有者数 ―人	新株予約権の数 ―個 目的となる株式数 ―株 保有者数 ―人

（注）１．新株予約権の一部行使はできません。

２．権利行使期間に定める期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り（ただし、米国に居住する新株予約権者については、退任した日の属する暦年中に限る）、新株予約権を行使することができるものとします。

３．取締役を解任された場合は、付与個数の全てが行使できなくなります。

		第19回新株予約権	第24回新株予約権
発行決議日		2021年３月25日	2023年３月24日
新株予約権の数		1,497,985個	12,008個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 1,497,985株 （新株予約権１個につき １株）	普通株式 12,008株 （新株予約権１個につき １株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 0円 （１株当たり 0円）	新株予約権１個当たり 0円 （１株当たり 0円）
権利行使期間		2021年４月12日から 2025年３月15日まで	2023年４月11日から 2027年３月15日まで
主な行使条件		注１、２、３、４	注１、２、３
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,497,985個 目的となる株式数 1,497,985株 保有者数 ２人	新株予約権の数 ―個 目的となる株式数 ―株 保有者数 ―人
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 ―個 目的となる株式数 ―株 保有者数 ―人	新株予約権の数 ―個 目的となる株式数 ―株 保有者数 ―人
	社外取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 ―個 目的となる株式数 ―株 保有者数 ―人	新株予約権の数 12,008個 目的となる株式数 12,008株 保有者数 １人

（注）１．新株予約権の一部行使はできません。

２．取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、新株予約権を行使することができません。具体的には、新株予約権者は権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要します。ただし、取締役であった者は、退任、退職若しくは解任（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

３．株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）として付与される新株予約権のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する当該新株予約権については、付与後に開催される最初、２年目、３年目の各定時株主総会の終結時に、取締役の地位にいることを条件に、それぞれ３分の１ずつ権利確定し、その行使が可能となるものとします。

４．株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）として付与される新株予約権については、業績評価期間内に最初に開催される定時株主総会後速やかに、200％程度の業績評価指標達成を前提としてあらかじめ新株予約権を付与します。業績達成率に応じた、株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）報酬部分の変動幅は、０％から200％程度までとします（業績評価指標を100％達成した場合、100％）。しかし、実際に権利が確定し、行使が可能となるのは、実際に業績達成率に応じて評価、確定、決定された部分に限られます。

具体的には、客観性、透明性のある指標として、①株価ベースの指標（例：相対的トータル・シェ

アホルダー・リターン（Total Shareholder Return（TSR））（注１））及び②財務ベースの指標（連結営業利益（注２））を選定し、原則として、①株価ベースの指標について60％、②財務ベースの指標について合計で40％のウエイトで評価することとします。

（注１）相対的TSRについては、比較対象企業として、Electronic Arts社、Activision/Blizzard社、Take-Two Interactive社、任天堂株式会社、株式会社バンダイナムコホールディングスを選定し、当社におけるある定時株主総会の日から３年後の定時株主総会の日までの、比較対象企業及び当社のTSR値（配当及び株価変動によりパーセント表示）の平均値と当社のTSR値とを比較することにより評価を行います。

当社が、業績評価指標の一部として相対的TSRを使用するのは、当社の持続的な成長だけでなく、市場環境・競争環境を加味して評価を行うことが重要と考えるためです。

（注２）連結営業利益については、内部経営計画に掲げる３年目の事業年度（株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）の付与日が属する事業年度の翌々事業年度）の連結営業利益の業績達成率に基づき評価を行います。

	第24－２回新株予約権	
発行決議日	2023年８月９日	
新株予約権の数	460,526個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 460,526株 （新株予約権１個につき １株）	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり ０円 （１株当たり ０円）	
権利行使期間	2023年８月24日から 2027年３月15日まで	
主な行使条件	注１、２、３、４	
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 460,526個 目的となる株式数 460,526株 保有者数 １人
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 ―個 目的となる株式数 ―株 保有者数 ―人
	社外取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 ―個 目的となる株式数 ―株 保有者数 ―人

（注）１．新株予約権の一部行使はできません。
２．取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、新株予約権を行使することができません。具体的には、新株予約権者は権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要します。ただし、取締役であった者は、退任、退職若しくは解任（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
３．株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）として付与される新株予約権のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する当該新株予約権については、付与後に開催される最初、２年目、３年目の各定時株主総会の終結時に、取締役の地位にいることを条件に、それぞれ３分の１ずつ権利確定し、その行使が可能となるものとします。
４．株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）として付与される新株予約権については、業績評価期間内に最初に開催される定時株主総会後速やかに、200％程度の業績評価指標達成を前提としてあらかじめ新株予約権を付与します。業績達成率に応じた、株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）報酬部分の変動幅は、０％から200％程度までとします（業績評価指標を100％達成した場合、100％）。しかし、実際に権利が確定し、行使が可能となるのは、実際に業績達成率に応じて評価、確定、決定された部分に限られます。
具体的には、客観性、透明性のある指標として、①株価ベースの指標（例：相対的トータル・シェ

アホルダー・リターン（Total Shareholder Return（TSR））（注１））及び②財務ベースの指標（連結営業利益（注２））を選定し、原則として、①株価ベースの指標について60％、②財務ベースの指標について合計で40％のウエイトで評価することとします。

（注１）相対的TSRについては、比較対象企業として、Electronic Arts社、Activision/Blizzard社、Take-Two Interactive社、任天堂株式会社、株式会社バンダイナムコホールディングスを選定し、当社におけるある定時株主総会の日から３年後の定時株主総会の日までの、比較対象企業及び当社のTSR値（配当及び株価変動によりパーセント表示）の平均値と当社のTSR値とを比較することにより評価を行います。
当社が、業績評価指標の一部として相対的TSRを使用するのは、当社の持続的な成長だけでなく、市場環境・競争環境を加味して評価を行うことが重要と考えるためです。

（注２）連結営業利益については、内部経営計画に掲げる３年目の事業年度（株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）の付与日が属する事業年度の翌々事業年度）の連結営業利益の業績達成率に基づき評価を行います。

		第25回新株予約権	第26回新株予約権
発行決議日		2024年３月27日	2024年３月27日
新株予約権の数		9,230個	13,846個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 9,230株 （新株予約権１個につき １株）	普通株式 13,846株 （新株予約権１個につき １株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり ０円 （１株当たり ０円）	新株予約権１個当たり ０円 （１株当たり ０円）
権利行使期間		2024年４月12日から 2026年３月15日まで	2024年４月12日から 2028年３月15日まで
主な行使条件		注１、２、３	注１、２、４
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 13,846個 目的となる株式数 13,846株 保有者数 １人
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 9,230個 目的となる株式数 9,230株 保有者数 ２人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人
	社外取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人

（注）１．新株予約権の一部行使はできません。

２．取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、新株予約権を行使することができません。具体的には、新株予約権者は権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要します。ただし、取締役であった者は、退任、退職若しくは解任（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

３．監査等委員用株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）として付与される新株予約権については、付与の翌年に開催される定時株主総会の終結時に取締役の地位にいることを条件に、全部が権利確定し、その行使が可能となるものとします。

４．株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）として付与される新株予約権のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する当該新株予約権については、付与後に開催される最初、２年目、３年目の各定時株主総会の終結時に、取締役の地位にいることを条件に、それぞれ３分の１ずつ権利確定し、その行使が可能となるものとします。

②　当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③　その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

（3）会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	李 政憲	NEXON Korea Corporation 取締役
代表取締役	植村士朗	最高財務責任者兼管理本部長 Nexon America Inc.取締役 Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.取締役 Nexon Filmed Entertainment Inc.取締役 Embark Studios AB取締役
取締役	パトリック・ソダーランド	Sicalis AB 取締役 Embark Studios AB Chief Executive Officer Fractal Gaming Group AB 取締役 Surmount Together AB 取締役 CoFounded Kapital AB 取締役
取締役 兼相談役	オーウェン・マホニー	Hasbro, Inc. 取締役 Logitech International S.A. 取締役
取締役	ミッチェル・ラスキー	thatgamecompany, Inc., Director Discord Inc., Director Manticore Games Inc., Director Benchmark Capital, Partner Los Angeles Football Club, Director
取締役 (監査等委員)	アレクサンダー・イオシロビッチ	NXC Corporation Global President and Chief Investment Officer Alignment Growth Management, LLC Partner Crunchbase, Inc. Director
取締役 (監査等委員)	本多 慧	—
取締役 (監査等委員)	国谷史朗	公益財団法人田附興風会北野病院監事 一般財団法人日本商事仲裁協会理事 公益財団法人日本センチュリー交響楽団理事 公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団監事 東亜建設工業株式会社社外取締役

（注）1．取締役ミッチェル・ラスキー氏、取締役（監査等委員）アレクサンダー・イオシロビッチ氏、取締役（監査等委員）本多慧氏及び取締役（監査等委員）国谷史朗氏は、社外取締役であります。

2．取締役（監査等委員）アレクサンダー・イオシロビッチ氏は、国際的な投資銀行業務に携わってきた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3．当社は、取締役ミッチェル・ラスキー氏、取締役（監査等委員）本多慧氏及び取締役（監査等委員）国谷史朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4．当社は、内部監査室、法務部及び経理財務部等と連携して内部統制に係る体制の整備と運用の効率化を図ることで、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役である者を除く）は、会社法第427条第１項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

これらの契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 補償契約の内容の概要

当社と李政憲氏、植村士朗氏、パトリック・ソダーランド氏、オーウェン・マホニー氏、ミッチェル・ラスキー氏、アレクサンダー・イオシロビッチ氏、本多慧氏及び国谷史朗氏は、会社法第430条の２第１項第１号の費用と同項第２号の損失を法令の定める範囲内で当社が補償する旨の補償契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、被保険者である役員、執行役員及び管理職従業員が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。ただし、私的な利益又は便宜の供与を違法に得る行為、犯罪行為、法令違反を認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。

⑤ 取締役の報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、「取締役報酬ポリシー」において以下の事項を取締役報酬の基本方針としております。

(a)当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
(b)グローバルな視点で経営陣に真に優秀な人材を獲得し、その関係を継続するため、グローバルな人材市場において相応の競争力があること
(c)株主との利害関係の共有や株主重視の経営意識を高めるため、取締役報酬と会社の業績や企業価値との間に連動性があること

(d)報酬決定プロセスにおける透明性、客観性が高いものであること

また、「取締役報酬ポリシー」の一環として、当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置しております。

(報酬委員会の役割・活動内容と役員報酬等の額の決定権限)

報酬委員会は、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長には独立社外取締役があたることとしております。報酬委員会の運営に当たっては、外部の客観的な視点や専門的な知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用することができるものとし、取締役報酬について提供されるその他の経営者報酬調査データ等も参考とします。

取締役報酬の水準及び構成の妥当性並びに決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額及び業績達成率については、報酬委員会の承認を経た上で、取締役会の決議により確定、決定します。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会でご承認いただいた総額限度内で、職務内容及び当社の状況等を勘案します。

個別の取締役に係る報酬総額及びその内訳については、代表取締役社長に関しては、当該代表取締役社長と報酬委員会との間での協議を経て、その他の取締役に関しては、代表取締役社長と各取締役との間での協議を経て、報酬委員会での審議・承認の上で、取締役会の決議により決定します。ただし、監査等委員である取締役に対する具体的な支給の金額及び時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

(報酬水準の考え方)

当社グループは、ゲームを含むエンターテインメント業界におけるNo.１グローバルカンパニーを目指して、世界中の著名な優良企業と厳しい競争を行っており、その競争には、優秀な経営人材の獲得競争も含まれます。取締役報酬水準については、主に日米におけるそのようなグローバル企業の取締役報酬水準を参考に設定します。その際、外部の報酬コンサルタント、経営者報酬調査等により提供されるデータ（報酬の絶対額、報酬形態等）も活用することとし、報酬総額及びその内訳（基本報酬、年次業績賞与及び株式報酬型ストック・オプション）において、原則として、日本企業における経営者

報酬調査データにおける報酬金額の中央値を下回ることがない水準とします。

（報酬構成）

(a)業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役以外の取締役をいう。以下「業務執行取締役」という。）

業務執行取締役の報酬は、基本報酬、年次業績賞与及び株式報酬型ストック・オプションで構成されます。具体的には、①定額・固定の「基本報酬」、②事業年度ごとの会社業績に連動する「年次業績賞与」、③付与後に開催される最初、２年目、３年目の各定時株主総会の終了後に行使可能となる「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」（取締役の報酬等として発行され、その行使に際して金銭の払込みを要しない新株予約権であり、会社業績に連動せず、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock（RS）やそのユニット形式であるRestricted Stock Unit（RSU））に相当する経済的効果を有します）、及び④中長期的な会社業績と連動する「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）」（取締役の報酬等として発行され、その行使に際して金銭の払込みを要しない新株予約権であり、会社業績と連動し、いわゆる業績連動型株式報酬（Performance Share（PS））に相当する経済的効果を有します）とからなります。

この場合、取締役報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識し、各取締役の報酬額の構成については、業績評価指標を100％達成した場合に、以下の関係が成立するように各報酬部分の割合を設定します。

ⅰ.定額・固定の報酬部分（①）よりも、その額や価値が業績又は株価に連動する報酬部分の基準金額（②＋③＋④）の方が多くなる。［①＜(②＋③＋④）］

ⅱ.年次業績賞与の基準金額（②）よりも、株式報酬型ストック・オプションの基準金額（③＋④）の方が多くなる。［ ②＜(③＋④）］

ⅲ.期間ベースの株式報酬型ストック・オプションの基準金額（③）よりも、業績連動ベースの株式報酬型ストック・オプションの基準金額（④）の方が多くなる。［③＜④］

さらにこれらに加えて、代表取締役社長の報酬については、「基本報酬」≦「年次業績賞与（基準金額）」≦「株式報酬型ストック・オプション（基準金額）」というような割合を設定します。［①≦②≦（③＋④）］

①基本報酬	②年次業績賞与	③株式報酬型 ストック・オプション （期間ベース）	④株式報酬型 ストック・オプション （業績連動ベース）

金銭報酬	株式報酬 （株式報酬代替ストック・オプション）

定額・固定報酬	業績・株価連動報酬

各報酬の支払い時期については、以下のとおりとします。

①基本報酬：決定された年額の基本報酬を12等分して毎月支給する。

②年次業績賞与：各年次の業績評価指標の達成率の確定後に支給する。

③株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）：３年ごとに三事業年度分を一括して付与するものとし、付与年に開催される定時株主総会後、付与する。ただし、業務執行取締役の役割に変更がある場合（代表取締役に新たに就任する等）には、該当する取締役に追加で三事業年度分を一括して付与することがある。

④株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）：３年の業績評価期間を設定し、当該三事業年度分を一括して、当該業績評価期間内に最初に開催される定時株主総会後、付与する。なお、業績評価期間の途中でも業務執行取締役の役割に変更がある場合（代表取締役に新たに就任する等）には、該当する取締役に追加で付与することがある。

(b)業務執行取締役以外の取締役（社外取締役を含むが、監査等委員である取締役を除く取締役をいう。以下「業務執行取締役以外の取締役」という。）

業務執行取締役以外の取締役の報酬は、原則として、①定額・固定の「基本報酬」と③付与後に開催される最初、２年目、３年目の各定時株主総会の終了後に行使可能となる「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」（取締役の報酬等として発行され、その行使に際して金銭の払込みを要しない新株予約権であり、会社業績に連動せず、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock（RS）やそのユニット形式であるRestricted Stock Unit（RSU））に相当する経済的効果を有します）とから構成されます。これは、業務執行取締役以外の取締役に対しても会社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを適切に付与するという観点も踏まえつつ、業務執行取締役以外の取締役（特に社外取締役）には、業務執行取締役による業務執行の監督についても期待されるところ、これらの業務執行取締役以外の取締役に業績に連動する報酬を支払うことによる、監督機能への悪影響が指摘されているためです。

ただし、各業務執行取締役以外の取締役の報酬額の構成は、インセンティブ報酬である株式報酬が金銭報酬と比較して過大にならないように、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」の基準金額が「基本報酬」を上回らないように設定します。[①≧③]

①基本報酬	③株式報酬型 ストック・オプション （期間ベース）
金銭報酬	株式報酬 （株式報酬代替ストック・オプション）
定額・固定報酬	株価連動報酬

各報酬の支払時期については、以下のとおりとします。

①基本報酬：決定された年額の基本報酬を12等分して毎月支給する。

③株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）：３年ごとに三事業年度分を一括して付与するものとし、付与年に開催される定時株主総会後に付与する。

(c)監査等委員である取締役（社外取締役を含む。以下「監査等委員である取締役」という。）

監査等委員である取締役の報酬は、原則として、①定額・固定の「基本報酬」と③付与後に最初に開催される定時株主総会の終了後に行使可能となる「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」（取締役の報酬等として発行され、その行使に際して金銭の払込みを要しない新株予約権であり、会社業績に連動せず、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock（RS）やそのユニット形式であるRestricted Stock Unit（RSU））に相当する経済的効果を有します）とから構成されます。これは、監査等委員である取締役に対しても会社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを適切に付与するという観点も踏まえつつ、監査等委員である取締役には、業務執行取締役による業務執行の監督についても期待されるところ、これらの監査等委員である取締役に業績に連動する報酬を支払うことによる、監督機能への悪影響が指摘されているためです。

ただし、各監査等委員である取締役の報酬額の構成は、インセンティブ報酬である株式報酬が金銭報酬と比較して過大にならないように、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」の基準金額が「基本報酬」を上回らないように設定します。[①≧③]

①基本報酬	③株式報酬型 ストック・オプション （期間ベース）
金銭報酬	株式報酬 （株式報酬代替ストック・オプション）
定額・固定報酬	株価連動報酬

各報酬の支払時期については、以下のとおりとします。

①基本報酬：決定された年額の基本報酬を12等分して毎月支給する。

③株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）：毎年、定時株主総会後に付与する。

(各報酬等の内容)

(a)定額・固定報酬

取締役の報酬のうち、定額・固定報酬部分については、以下のとおりとします。

①基本報酬

各取締役の役位や各取締役が担う役割・責務等に応じて、各取締役についてその年額を決定します。

(b)業績・株価連動報酬

取締役の報酬のうち、会社業績又は株価と連動する報酬部分については、以下のとおりとします。

②年次業績賞与

上記①で決定される基本報酬を踏まえ、それと同時に、上記報酬構成で定められた割合を考慮した上で、各業務執行取締役についてその基準金額を決定します。この基準金額と次に述べる業績目標達成率を考慮して年次業績賞与の額を決定します。

業績目標達成率の算出に当たっては、客観性、透明性のある指標である当社グループの連結売上収益と連結営業利益のそれぞれについて、50％ずつのウエイトで評価することとします。期初に設定する内部目標数値に対する業績達成率により、年次業績賞与報酬部分は、年次業績賞与の基準金額の０％から150％の幅で変動します（業績評価指標を100％達成した場合、100％)。なお、業績連動賞与金額の決定のための連結売上収益及び連結営業利益の実績値の算出に当たっては、当該事業年度中において生じるM&Aやのれんの減損による一時的な影響を排除します。

当事業年度における業績連動賞与に係る指標の目標及び実績については以下のとおりです。

業績評価指標	評価割合	評価係数変動幅	目標	実績	評価係数
連結売上収益	50%	0%～150%	473,809百万円	445,694百万円	94.1%
連結営業利益	50%	0%～150%	144,935百万円	134,469百万円	92.8%

（注）目標達成時に支給する「基準金額」は、職責等に応じて設定（報酬ベンチマーク企業群の動向を考慮）

③株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）

この株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）は、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock（RS）やそのユニット形式であるRestricted Stock Unit（RSU））に相当します。監査等委員である取締役を除く取締役（社外取締役を含む）に対しては、三事業年度分を一括して付与するものとし、付与年に開催される定時株主総会の後に新株予約権を付与し、当該新株予約権は、付与後に開催される最初、2 年目、3 年目の各定時株主総会の終了時に、それぞれ3 分の1ずつ権利確定し、その行使が可能となるものとします。ただし、業務執行取締役の役割に変更がある場合（代表取締役に新たに就任する等）には、該当する取締役に追加で三事業年度分を一括して付与することがあります。監査等委員である取締役（社外取締役を含む）に対しては、毎年、定時株主総会後に一事業年度分の新株予約権を付与します。この株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）からなる報酬部分については、会社業績とは連動せず、在任期間と株価にのみ連動することとなります。

株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）として付与される新株予約権の数については、上記①で決定される基本報酬を踏まえ、それと同時に、上記報酬構成で定められた割合を考慮した上で、各取締役について株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）の基準金額を決定し、当該基準金額を、付与決議日の前日（その日が取引日ではない場合、その直近の取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値により除して得られる数（小数点以下は切り捨て）とします。

株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）として付与される新株予約権の

主な内容は以下のとおりです。

ⅰ　新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権１個につき当社普通株式１株

当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとします。

ⅱ　新株予約権の払込金額

０円

ⅲ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

０円

ⅳ　新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日まで

ⅴ　新株予約権の主な行使条件

この新株予約権は、会社法第361条第１項第４号に基づき取締役の報酬等として付与されるものであるため、当該定めに係る取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、当該新株予約権を行使することができません。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとします。ただし、取締役であった者が、退任、退職若しくは解任（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合に限り、新株予約権を行使することができます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する当該新株予約権については、付与後に開催される最初、２年目、３年目の各定時株主総会の終結時に、取締役の地位にいることを条件に、それぞれ３分の１ずつ権利確定し、その行使が可能となるものとします。監査等委員である取締役に対する当該新株予約権については、付与の翌年に開催される定時株主総会の終結時に取締役の地位にいることを条件に、全部が権利確定し、その行使が可能となるものと

します。

ⅵ　新株予約権の行使期限

定時株主総会の終結により新株予約権の個数が権利確定した後、その翌年の３月15日まで当該新株予約権を行使することができます。

④株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）

いわゆる業績連動型株式報酬（Performance Share（PS））に相当するこのストック・オプションについては、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、同業他社との相対的な株価の動向比較や複数年の内部経営計画に掲げる連結業績達成率に連動して、付与後一定の業績評価期間の経過後に権利確定し、行使可能となるものです。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）として付与される新株予約権の数（基準個数）については、上記①で決定される基本報酬を踏まえ、それと同時に、報酬構成で定められた割合を考慮した上で、各業務執行取締役について株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）の基準金額（150％程度の業績評価指標達成を前提としたもの）を決定し、当該基準金額を、付与決議日の前日（その日が取引日ではない場合、その直近の取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値により除して得られる数（小数点以下は切り捨て）とします。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）として付与される新株予約権の主な内容は以下のとおりです。

ⅰ　新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権１個につき当社普通株式１株

当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとします。

ⅱ　新株予約権の払込金額

０円

ⅲ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

０円

ⅳ　新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日まで

ⅴ　新株予約権の主な行使条件

この新株予約権は、会社法第361条第１項第４号に基づき取締役の報酬等として付与されるものであるため、当該定めに係る取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、当該新株予約権を行使することができません。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとします。ただし、取締役であった者が、退任、退職若しくは解任（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合に限り、新株予約権を行使することができます。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）については、業績評価期間内に最初に開催される定時株主総会後に、150％程度の業績評価指標達成を前提としてあらかじめ新株予約権を付与します。業績達成率に応じた、株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）報酬部分の変動幅は、０％から100％程度までとします（業績評価指標を100％達成した場合、50％）。しかし、実際に権利が確定し、行使が可能となるのは、実際に業績達成率に応じて評価、確定、決定された部分に限られます。

具体的には、客観性、透明性のある指標として、①株価ベースの指標（例：相対的トータル・シェアホルダー・リターン（Total Shareholder Return（TSR））（注１））及び②財務ベースの指標（例：連結営業利益及び特定の報告セグメント（報告セグメントのうち、職位及び担当事業に応じて、業務執行取締役ごとにその適切な業績評価指標として選定されるものをいう。以下同じ。）における売上収益、営業利益等（注２））を選定し、原則として、①株価ベースの指標について60％、②財務ベースの指標について合計で40％のウエイトで評価することとします。なお、使用する業績評価指標及びそれぞれの割合は、各取締役の役割、責務等並びに当社の事業環境の変化や経営計画の見直し等に応じて、適宜、変更することとします。なお、業績評価期間の途中でも業務執行取締役の役割に変更がある場合（代表取締役に新たに就任する等）には、該当する取締役に追加で付与することがあります。

（注１）相対的TSRについては、比較対象企業として、Electronic Arts社、Take-Two

Interactive社、NCSoft社、KRAFTON社、株式会社カプコン、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスを選定し、当社におけるある定時株主総会の日から３年後の定時株主総会の日までの、比較対象企業のTSR値（配当及び株価変動によりパーセント表示）の平均値と当社のTSR値とを比較することにより評価を行います。当社が、業績評価指標の一部として相対的TSRを使用するのは、当社の持続的な成長だけでなく、市場環境・競争環境を加味して評価を行うことが重要と考えるためです。

（注２） 連結営業利益及び特定の報告セグメントにおける売上収益、営業利益等については、内部経営計画に掲げる2年目と３年目の事業年度（株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）の付与日が属する事業年度の翌事業年度と翌々事業年度）の連結営業利益及び特定の報告セグメントにおける売上収益、営業利益等の業績達成率に基づき評価を行います。

＜留意事項＞

業績評価指標達成率によって、業績連動報酬の費用の戻入れ（連結営業利益の増加）や業績連動報酬の費用の追加繰入れ（連結営業利益の減少）が業績評価期間の最終年度に発生しますが、この戻入金額又は追加繰入金額については、業績評価指標達成率の計算にあたり、これを算入しないこととします。

付与日の属する年度を初年度（第１事業年度）とし、その翌年度（第２事業年度)、翌々年度（第３事業年度）の三事業年度において、業績連動報酬の対象となる新株予約権の確定個数の算出は、以下のとおりとします。

確定個数＝基準個数×確定割合（掛算の結果、１個未満の生じた端数については、これを切り捨てます)

確定割合
第２事業年度については、
第2事業年度の12月期の連結営業利益に係る業績連動係数（注１）×20%
第3事業年度については、以下aとbの合計値とします。
a.第３事業年度の12月期の連結営業利益に係る業績連動係数（注１）×20%
b.相対的TSRに係る業績連動係数（注２）×60%

（注１）第2事業年度、第3事業年度の財務ベースに係る業績連動係数については、連結営業利益に係る業績連動係数でそれぞれ20%となるように設定されます。

連結営業利益に係る業績連動係数
目標達成率：(連結営業利益－目標営業利益（下記Ⅰ))／目標営業利益×100(%)
目標達成率50％以上：業績連動係数＝100(%)
目標達成率△50％未満～50％未満：業績連動係数＝（目標達成率＋50）(%)
目標達成率△50％以上：業績連動係数＝0(%)
Ⅰ．目標営業利益
業績連動係数の算定上使用する目標営業利益は、第２事業年度と第３事業年度の12月期の連結営業利益を指標とします。(目標については、現時点では中長期的な業績予想を公表しておらず、非公表であります。)

（注２）相対的TSRの評価期間における当社TSR（下記Ⅱ）と、比較対象企業（下記Ⅲ）のTSR（下記Ⅱ）の平均値との乖離率
乖離率50％以上：業績連動係数＝100（％）
乖離率△50％以下～50％未満：業績連動係数＝（当社TSR－比較対象企業TSR平均値）＋50(%)
乖離率△50％超過：業績連動係数＝０(%)
Ⅱ．TSR（Total Shareholder Return）＝（(評価終了時の株価－評価開始時の株価）＋評価期間中の１株当たり配当金額）／評価開始時の株価
Ⅲ．比較対象企業として、Electronic Arts社、Take-Two Interactive社、NCSoft社、KRAFTON社、株式会社カプコン、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスを選定しています。
相対的TSRの評価期間は、付与後に開催される最初の定時株主総会の開催日から第３事業年度の翌年に開催予定の定時株主総会の日までとします。ただし、評価開始時株価及び評価終了時株価の算定には、該当する当社定時株主総会の日から遡る90 日間における当社及び比較対象企業のそれぞれの株価の終値の平均値を使用します

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権に対する権利が確定するためには、業績条件の達成に加えて、割当の３年後（ただし、第２事業年度に係る部分については、割当の２年後）に開催される定時株主総会終結の時点まで業務執行取締役の地位にいることを要します。株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に対する権利が確定する前に取締役の職から離れる場合、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に対する当該未確定部分の権利は失われるものとしますが、任期満了により退任する場合その他取締役会において別途定める事由に該当する場合は、在任期間や業績達成率を加味して定める数の新株予約権を行使できるものとします。

なお、株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）の合計確定個数の算出の基礎となる評価指標に係る実績は、評価期間終了後に確定します。

ⅵ　新株予約権の行使期限

上記ⅴに基づき新株予約権の個数が権利確定した後、その翌年の３月15日まで当該新株予約権を行使することができます。

なお、当社は2024年２月21日付で取締役報酬ポリシーの一部を改定しております。主な変更点は以下のとおりです。

(1) 改定前の取締役報酬ポリシーでは、業務執行取締役に対し株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）及び株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）は「３年ごとに」三事業年度分を一括して付与することになっておりましたが、業務執行取締役の役割に変更がある場合には、追加で三事業年度分を一括付与できるようにいたしました。

(2) 改定前の取締役報酬ポリシーでは、株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）はその60％を株価ベースの指標（例：相対的トータル・シェアホルダー・リターン（Total Shareholder Return（TSR)））を用いて評価することになっており、その計算にあたり比較対象企業としてElectronic Arts社、Take-Two Interactive社、Activision/Blizzard社、任天堂株式会社、株式会社バンダイナムコホールディングスの５社を選定しておりましたが、現在のゲーム業界と当社を取り巻く環境を顧みて、比較対象企業をElectronic Arts社、Take-Two Interactive社、NCSoft社、KRAFTON社、株式会社カプコン、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの６社に変更いたしました。また、相対的TSRの評価における評価開始時株価及び評価終了時株価の算定には、該当する当社定時株主総会の日から遡る90日間における当社及び比較対象企業のそれぞれの株価の終値の平均値を使用する旨を追記しました。

(3) 改定前の取締役報酬ポリシーでは、株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）について、その40％を財務ベースの指標を用いて評価することになっており、内部経営計画に掲げる３年目の事業年度の指標に対する達成度に応じて評価が行われることになっておりましたが、３年目の事業年度の指標に加え、２年目の事業年度の指標に対する達成度についても評価の対象にいたしました。

（当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由）

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等に関しては、報酬委員会において以下のとおり審議いたしました。

・2024年３月21日：2024年度の役員報酬について
・2025年２月６日：2024年度の業績連動賞与金額の算出について
（以上の他に、電子メールによる意見交換を随時実施しました）

当社取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会において上記審議を経て承認されたものであり、かつ、取締役会において決定方針との整合性を確認の上で承認されたものであることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ．取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（人）
		金銭報酬		非金銭報酬等		
		固定報酬	業績連動報酬等		株価連動報酬	
		基本報酬	年次業績賞与	株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）	株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）	
取締役（監査等委員を除く）（うち社外取締役）	787 (25)	205 (12)	167 (―)	171 (―)	244 (13)	5 (1)
取締役（監査等委員）（うち社外取締役）	53 (53)	30 (30)	― (―)	― (―)	23 (23)	2 (2)
合計（うち社外役員）	840 (78)	235 (42)	167 (―)	171 (―)	267 (36)	7 (3)

（注）１．当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）５名（うち社外取締役１名）、取締役（監査等委員）３名（うち社外取締役３名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、社外取締役（監査等委員）1名について、無報酬であるため含めていないことによるものです。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2021年３月25日開催の第19回定時株主総会において、固定報酬額として一事業年度当たり600百万円以内（うち、社外取締役分については100百万円以内）、業績連動賞与額として一事業年度当たり1,000百万円以内（社外取締役については対象外）と決議いただいております。これらの取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬を含まないものとされております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、上記の各報酬とは別枠で、2023年３月24日開催の第21回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプ

ション報酬額（期間ベース）（三事業年度分）として535百万円以内・同定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の数は214,000個以内（うち、社外取締役分として36百万円以内・14,400個以内）及び株式報酬型ストック・オプション報酬額（業績連動ベース）（三事業年度分）として1,015百万円以内・同定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の数は406,000個以内（社外取締役については対象外）と決議いただいております。第21回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は4名、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は１名であります。さらに、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、別枠で、2024年３月27日開催の第22回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額（期間ベース）（三事業年度分）として693百万円以内・同定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の数は346,500個以内及び株式報酬型ストック・オプション報酬額（業績連動ベース）（三事業年度分）として1,407百万円以内・同定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の数は703,500個以内（社外取締役については対象外）と決議いただいております。第 22回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は4名であります。

4．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年３月27日開催の第16回定時株主総会において、一事業年度当たり100百万円以内（うち、社外取締役分は50百万円以内）と決議いただいております。また、別枠で、2021年３月25日開催の第19回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額（期間ベース）として一事業年度当たり100百万円以内・各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の数は40,000個以内（うち、社外取締役分として50百万円以内・20,000個以内）と決議いただいております。第16回及び第19回定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数はそれぞれ３名（うち、社外取締役の員数は２名）であります。

5．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・ストック・オプションによる報酬額 415百万円
なお、当該報酬額には、権利確定前のストック・オプションの失効により戻入られた報酬額△647百万円は含まれておりません。

ハ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ニ．社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　　　名	兼　　　職　　　の　　　状　　　況
取　　締　　役	ミッチェル・ラスキー	thatgamecompany, Inc., Director Discord Inc., Director Manticore Games Inc., Director Benchmark Capital, Partner Los Angeles Football Club, Director
取　　締　　役 (監査等委員)	アレクサンダー・イオシロビッチ	NXC Corporation Global President and Chief Investment Officer Alignment Growth Management, LLC Partner Crunchbase, Inc. Director
	本　多　　慧	—
	国　谷　史　朗	公益財団法人田附興風会北野病院監事 一般財団法人日本商事仲裁協会理事 公益財団法人日本センチュリー交響楽団理事 公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団監事 東亜建設工業株式会社社外取締役

（注）1．上記法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

2．ミッチェル・ラスキー氏、アレクサンダー・イオシロビッチ氏、本多慧氏及び国谷史朗氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずる者ではありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 ミッチェル・ラスキー	当事業年度に開催された取締役会５回のうち５回に出席いたしました。必要に応じ、主にゲーム業界におけるベンチャーキャピタリストとしての多彩な経験から、議案・審議全般について発言を行い、かつ当社の事業拡大に寄与するとともに当社の経営の監督を行っていただいております。
取締役（監査等委員） アレクサンダー・ イオシロビッチ	当事業年度に開催された取締役会５回及び監査等委員会５回の全てに出席いたしました。必要に応じ、主に国際的な投資銀行業務に携わってきた経験及び事業会社の経営に関する分析能力と経験から、議案・審議全般について発言を行い、かつ当社の経営の監督及び監査を行っていただいております。
取締役（監査等委員） 本　多　　　慧	当事業年度に開催された取締役会５回及び監査等委員会５回の全てに出席いたしました。必要に応じ、ゲーム業界における経営者としての知見及び豊富な経験から、議案・審議全般について発言を行い、かつ当社の経営の監督及び監査を行っていただいております。
取締役（監査等委員） 国　谷　史　朗	当事業年度に開催された取締役会５回及び監査等委員会５回の全てに出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持や議案の法的問題について発言を行い、かつコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの強化に貢献していただいております。

ハ．記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

（4）会計監査人の状況

① 名称　PwC Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	322百万円

（注）1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査の報酬と金融商品取引法に基づく監査の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の連結子会社であるNEXON Korea Corporation他13社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているPricewaterhouseCoopersの監査業務、非監査業務を受けており、当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当該監査報酬等を含めております。

③ 非監査業務の内容

当社の連結子会社であるNEXON Korea Corporation、Nexon US Holding Inc.、Nexon America Inc.及びNEOPLE INC.等は、主に税務関連業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、会社法第340条第１項各号の定める項目に該当し、かつ適当と認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後、最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（5）取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要、並びに当事業年度における当該体制・運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役会

取締役会を３ヶ月に１回以上開催し、取締役の職務執行の監督機能の実効性を高めるものとする。

(ロ) 監査等委員会

監査等委員会は、内部監査室、法務部、経理財務部等と連携して内部統制に係る体制の整備と運用の効率化を図ることにより、取締役の職務執行の監査機能の実効性を高めるものとする。また、社外のプロフェッショナルを監査等委員として選任することにより、監査機能の専門性を高めるものとする。

(ハ) 内部監査室

内部監査室にて、継続的に社内業務の内部監査を実施するものとする。内部監査室は代表取締役社長直属の組織とし、内部監査の独立性を高めるものとする。

(ニ) 法務部

法務部を、社内業務の法令遵守（以下「コンプライアンス」という）に関する主管部門・相談窓口とすることにより、コンプライアンスの確保を図るものとする。

(運用状況)

当事業年度においては、取締役会を５回、監査等委員会を５回開催し、取締役の職務執行の監督を行ってまいりました。また、専門的知見を有する社外取締役３名を監査等委員に選任し、監督機能の実効性を図っております。

内部監査室は、代表取締役社長直属の組織となっており、社内各部署の監査を実施いたしました。法務部においては、コンプライアンスのための相談窓口としての業務を行うとともに、主管部門として従業員に対してコンプライアンスの啓蒙活動を実施いたしまし

た。また、これに関連する社内規程を整備し、運用しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、保存するものとし、取締役及び監査等委員会は、常時これらを閲覧できるものとする。

（運用状況）

文書管理規程に従い、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録して保存しており、取締役及び監査等委員会が常時閲覧可能な状態にしております。

③ 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な財務報告についての体制及びその有効性を定時又は随時に評価するための体制を整備するものとする。

（運用状況）

財務及び情報開示担当責任者を指名し、正確な財務データを収集する社内プロセスを構築するとともに、適時開示の対象となる発生事実を確認した場合は、情報開示担当責任者に通知され、定められた協議部署と協議し、対応を決定の上情報開示を行っております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を策定し、損失の危険の顕在化の低減を図るとともに、万一重大事態が発生した場合に備え、迅速に対応する体制を整備するものとする。

（運用状況）

リスク管理規程に基づき、各部門管理者から編成されるリスク管理プロジェクトを設置し、各部門に生じ得るリスクを抽出したリスクマップを作成し、リスク顕在化の予防、軽減等の施策を実施し、問題発生時の連絡体制及び対応の体制を整備しております。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 月次の業務執行の状況を取締役会等において報告し、業務の阻害要因がある場合には適時に改善を行うものとする。

(ロ) ITを活用して、意思決定及び情報共有の迅速化を行うものとする。

（運用状況）

取締役会等において、月次の業務執行の状況報告が適時適切になされ、状況に応じて適宜改善策が検討されております。また、社内申請及び稟議承認のための電磁的なシステムを導入することで、意思決定及び情報共有の迅速化を図っております。

⑥　当社及び子会社からなる当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(イ)　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に基づき、必要な事項について定期的に報告を行わせるものとする。

(ロ)　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理規程に準じて、損失の危険の顕在化の低減を図るとともに、万一重大事態が発生した場合に備え、当社と協力して迅速に対応する体制を整備させるものとする。

(ハ)　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月次の業務執行の状況を当社に報告させ、業務の阻害要因がある場合には、適時に改善を行わせるものとする。

(ニ)　子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役、監査等委員会、内部監査室、法務部が監査、調査その他の手段により関連情報を収集、入手することにより適合性を確認するとともに、子会社に対して、予防的な手段を含めて必要な措置を取らせるものとする。

(ホ)　その他の当社及び子会社からなる当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社における地域の特殊性を考慮した独立性を尊重しつつ、当社における業務の適正を確保するための体制に準じて、必要な措置を講じさせるものとする。

(運用状況)

関係会社管理規程に基づき、適時適切な報告を当社に行わせることにより、当社による監督を及ぼすことで業務の適正を図っております。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査等委員

会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき従業員（以下「補助従業員」という）の設置を求めた場合には、必要な数の専属の補助従業員を置くものとする。専属の補助従業員を置かない場合には、監査等委員会は必要に応じて内部監査室所属の従業員に監査業務の補助を命令することができるものとする。

専属か否かを問わず、監査等委員会より命令を受けた補助従業員は、その命令内容に関して、取締役等の業務執行者の指揮命令は受けないものとする。

専属か否かを問わず、監査等委員会より命令を受けた補助従業員は、その命令内容に関して、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないものとする。また、専属の補助従業員を置く場合は、当該補助従業員の人事、給与等の待遇を決定、変更するに際しては、監査等委員会との協議を要するものとする。

（運用状況）

社内規程において、監査等委員会が内部監査室所属の従業員に監査業務の補助を命じることができる旨を定めるとともに、取締役等の業務執行者の指揮命令に服さない旨の業務の独立性について定めております。

⑧　当社の監査等委員会への報告に関する体制

(イ)　当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実並びに取締役の職務の執行が法令又は定款に違反する事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとする。

(ロ)　子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実並びに子会社の取締役の職務の執行が法令又は定款に違反する事実があることを発見したときは、これらの者は、直ちに当社の監査等委員会に報告するものとする。

（運用状況）

当社及び当社グループ会社に適用される社内規程により、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実並びに取締役の職務の執行が法令又は定款に違反する事実があることを発見したときは、当社の監査等委員に報告することとする体制を定めております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度によるか否かを問わず、当社の監査等委員会への報告を行った者に対して、その報告を理由として、本人に不利益な取扱いを行ってはならないものとする。

（運用状況）

当社及び当社グループ会社に適用される社内規程により、前号の報告をした従業員の秘匿性をできる限り維持するとともに、当該従業員に対する報復措置や不利益な処遇を禁じております。

⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員又は監査等委員会が、その職務の執行のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求め、調査、鑑定その他の事務を委託し、又は子会社等に出張するために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社の経費として費用を支出するものとする。

（運用状況）

社内規程において、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用について、当社の経費として費用を支出できるよう定めております。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、その他の取締役及び会計監査人と、それぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。内部監査室長は、内部監査の実施状況を定期的に監査等委員会に報告するものとし、法務部長は、コンプライアンスに係る状況を定期的に監査等委員会に報告するものとする。

（運用状況）

監査等委員会は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、また、内部監査室長は内部監査の実施状況を、法務部長はコンプライアンスに係る状況を、定期的に監査等委員に報告しており、これらにより監査を実効性あるものにしております。

⑫　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

（イ）　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引を含む一切の関係を遮断するものとする。

（ロ）　反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力対応部署を法務部として、取引先の審査を行うこと等により反社会的勢力との関係の遮断に努めるとともに、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関と連携しつつ組織的対応を行うものとする。

（運用状況）

反社会的勢力排除を「NEXONグループ行動倫理基準（行動準則）」に定めるとともに、反社会的勢力対応マニュアルを策定し、反社会的勢力に対応する体制を整えております。また、新規に取引を行う際には、当該取引の相手方が反社会的勢力に該当しないかの審査を事前に行っております。

（6）会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（7）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第１項に基づき、剰余金の配当等につきまして取締役会の決議により定める旨を定款で規定しております。

当社は、株主への利益の還元が重要な経営課題であると認識し、株主資本の状況、経営実績、収益見通し等を慎重に検討した上で、業績の進展状況に応じて、利益配当・自己株式取得等を通じて株主に対し利益還元を行う方針であります。また、株主への利益還元をより安定的かつ継続的に充実させていくことが重要であると考え、減損損失などの一過性の費用を除く前連結会計年度の営業利益のうち33%以上を目標に利益還元を実施することといたします。これに加えて、連結上の親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)目標を最低限10%とし、将来的には15%を目指しております。

内部留保資金の使途につきましては、経営基盤の強化と今後の事業領域の充実を目的とした既存事業の拡充や新規事業の展開、M&A又はゲーム配信権の取得等、将来の成長に向けた積極的な事業展開を図るための有効投資と株主への利益の還元とのバランスを考慮し実行してまいりたいと考えております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、2024年12月期通期連結業績や財務状況等を総合的に勘案し、１株につき15.0円の配当を2025年２月19日の当社取締役会にて決議いたしました。

連結財政状態計算書

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産)		**(負債)**	
流動資産	**752,273**	**流動負債**	**107,662**
現金及び現金同等物	331,931	仕入債務及びその他の債務	15,651
営業債権及びその他の債権	88,717	繰延収益	23,861
その他の預金	268,934	未払法人所得税	19,103
その他の金融資産	49,471	リース負債	7,120
その他の流動資産	13,220	引当金	28,232
非流動資産	**504,498**	その他の流動負債	13,695
有形固定資産	28,365	**非流動負債**	**118,584**
のれん	44,567	繰延収益	14,641
無形資産	34,815	リース負債	32,878
使用権資産	34,998	その他の金融負債	1,089
持分法で会計処理されている投資	63,669	引当金	598
その他の金融資産	268,310	その他の非流動負債	9,992
その他の非流動資産	1,130	繰延税金負債	59,386
繰延税金資産	28,644	**負債合計**	**226,246**
		(資本)	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	**1,019,013**
		資本金	50,797
		資本剰余金	30,079
		自己株式	△49,158
		その他の資本の構成要素	207,098
		利益剰余金	780,197
		非支配持分	**11,512**
		資本合計	**1,030,525**
資産合計	**1,256,771**	**負債及び資本合計**	**1,256,771**

連結損益計算書

(2024年１月１日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	**446,211**
売上原価	**△164,838**
売上総利益	**281,373**
販売費及び一般管理費	△142,176
その他の収益	1,039
その他の費用	△16,060
営業利益	**124,176**
金融収益	79,698
金融費用	△3,400
再評価による損失の戻入	692
持分法による投資損失	△5,179
税引前当期利益	**195,987**
法人所得税費用	△59,771
当期利益	**136,216**
(当期利益の帰属)	
親会社の所有者に帰属	134,848
非支配持分に帰属	1,368
当期利益	**136,216**

連結持分変動計算書

(2024年１月１日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計		
資本(期首)	47,510	26,719	△45,046	159,857	707,227	896,267	10,308	906,575
当期利益	−	−	−	−	134,848	134,848	1,368	136,216
その他の包括利益	−	−	−	45,470	−	45,470	△285	45,185
当期包括利益合計	−	−	−	45,470	134,848	180,318	1,083	181,401
新株の発行	3,287	3,287	−	−	−	6,574	−	6,574
新株発行費用	−	△24	−	−	−	△24	−	△24
配当金	−	−	−	−	△10,465	△10,465	−	△10,465
株式に基づく報酬取引	−	−	−	746	−	746	−	746
新株予約権の失効	−	−	−	△18	13	△5	5	−
支配継続子会社に対する持分変動	−	125	−	−	−	125	116	241
自己株式の取得	−	△40	△54,524	−	−	△54,564	−	△54,564
自己株式の処分	−	12	412	△383	−	41	−	41
自己株式の消却	−	−	50,000	−	△50,000	−	−	−
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	−	−	−	1,426	△1,426	−	−	−
所有者との取引額等合計	3,287	3,360	△4,112	1,771	△61,878	△57,572	121	△57,451
資本(期末)	50,797	30,079	△49,158	207,098	780,197	1,019,013	11,512	1,030,525

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、指定国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数　45社

主要な連結子会社の名称

NEXON Korea Corporation（韓国）
NEOPLE INC.（韓国）
NEXON Games Co., Ltd.（韓国）
Nexon America Inc.（米国）
Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.（中国）
Embark Studios AB（スウェーデン）

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社及び共同支配企業の状況

持分法を適用した関連会社及び共同支配企業の数　15社

主要な持分法適用会社の名称

Brothers International, LLC（米国）
Alignment Growth Fund I, LP（米国）
IGIS Private Real Estate Investment Trust No.35（韓国）

(4) 連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

Buttons Co., Ltd.（韓国）及びMintrocket（韓国）については新規設立により連結子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度に持分法適用共同支配企業であったNitro Studio Co., Ltd.（韓国）は、当連結会計年度に株式を追加で取得したことにより連結子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、Big Huge Games, Inc.（米国）及びPixelberry Studios（米国）については全株式を売却したことにより、当連結会計年度において連結の範囲から除外されております。

② 持分法の適用範囲の変更

Superstorm Studio（韓国）については、当社グループが保有していた償還可能転換優先株式の普通株式への転換により、重要な影響力を有することとなったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

また、前連結会計年度に持分法適用共同支配企業であったNitro Studio Co., Ltd.（韓国）は、当連結会計年度に株式を追加で取得したことにより連結子会社となったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

(5) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(6) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(a) 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッ

シュ・フローが所定の日に生じる。

公正価値で測定する金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する（FVTPL）金融資産に分類され、純損益を通じて公正価値で測定しております。

ただし、売買目的で保有される資本性金融商品以外の資本性金融商品であり、当社グループが当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定するという指定を行ったものについては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVTOCI）金融資産に分類され、その他の包括利益を通じて公正価値で測定しております。この指定を行うか否かは個々の資本性金融商品ごとに決定されており、取消不能なものとして継続的に適用しております。

（償却原価で測定する金融資産）

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で当初認識しております。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

（FVTPLの金融資産）

FVTPLの金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引コストは発生時に純損益で認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、受取利息及び受取配当金は、純損益として認識しております。

（FVTOCIの金融資産）

FVTOCIの金融資産は、公正価値の取得に直接帰属する取引コストを加算した金額で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動はその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合にはその他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額を利益剰余金に振り替えております。

このような投資から獲得した配当は、当該配当が明らかに投資原価の回収を示していなければ純損益として認識しております。

当社グループは、金融資産の認識の中止については、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した時点、又はその権利を譲渡し、かつ、当社グループが所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転した時点で行っております。

(b) 償却原価で測定する金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産の予想信用損失について、損失評価引当金を計上しております。損失評価引当金の認識に当たっては、報告期間の末日ごとに償却原価で測定する金融資産又は金融資産グループに当初認識時点からの信用リスクの著しい増加があるかどうかを検討し予想信用損失を認識しております。期末時点で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加していない場合には、報告日後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）を認識しております。一方、期末時点で、金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたる全ての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）を認識しております。ただし、営業債権及びその他の債権については、簡便的に過去の信用損失等に基づいて全期間の予想信用損失を認識しております。

予想信用損失の金額は、当社グループに支払われるべき契約上のキャッシュ・フローの総額と、当社グループが受け取ると見積る将来キャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定し、損益として認識しております。

なお、債務者の財務状況の著しい悪化、債務者による支払不履行又は延滞等の契約違反等、金融資産が信用減損している客観的な証拠がある場合、損失評価引当金を控除後の帳簿価額の純額に対して、実効金利法を適用し利息収益を測定しております。

また、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合は、当該金額を金融資産の帳簿価額から直接減額しております。

(c) 金融商品の公正価値

各決算日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格等を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法（インカムアプローチ、マーケットアプローチ）を使用して算定しております。

公正価値の算定方法は、「4．金融商品に関する注記」に記載しております。

② 有形固定資産及び無形資産（のれんを除く）の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

(a) 有形固定資産

（認識及び測定）

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入費用が含まれております。

有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

（減価償却）

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却については、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいております。なお、土地は償却しておりません。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物　　3～45年
・工具、器具及び備品　　2～15年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(b) 無形資産

（企業結合により取得した無形資産）

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識しております。

当初認識後、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

（ソフトウェア）

当社グループは、自社利用目的のソフトウェアを購入又は開発するための特定のコストを支出しております。

新しい科学的又は技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用計上しております。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ、無形資産として資産計上しております。

資産計上したソフトウェアに係る支出は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

（研究開発費）

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に純損益として認識しております。一定の要件を満たすことで資産化した開発費用は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

（ゲーム著作権及び暗号資産に対する投資を除くその他の無形資産（個別に取得した無形資産））

当社グループは、他社が開発したオンラインゲームの配信権を購入し、無形資産として認識しております。ゲーム著作権及び当社グループが取得したその他の無形資産で有限の耐用年数が付されたものについては、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されております。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

（暗号資産に対する投資）

当社グループは、暗号資産に対する投資をIAS第38号「無形資産」（以下「IAS第38号」という。）に基づく無形資産として認識し、取得原価で当初測定しております。

当社グループは、当該無形資産には使用期限がなく、交換手段として用いられる限り存続すると考えているため、耐用年数が確定できない無形資産と判定し、償却を行っておりません。当初認識の後には、当社グループは、再評価モデルを用いて当該無

形資産を測定することを選択しております。
　再評価モデルのもとでは、当社グループは当該無形資産を再評価額（再評価日の公正価値から再評価日以降の減損損失累計額を控除した額）で計上しております。IAS第38号での再評価の目的上、公正価値は活発な市場を参照して測定します。
　当社グループは、再評価の結果として無形資産の帳簿価額が増加する場合には、当該増加額をその他の包括利益に認識し、再評価剰余金としてその他の資本の構成要素に累積します。ただし、当該増加額は、過去に純損益に認識した同じ無形資産の再評価による減少額の戻入れとなる範囲内で、純損益に認識します。
　当社グループは、再評価の結果として無形資産の帳簿価額が減少する場合には、当該減少額を費用として認識します。ただし、当該減少額は、当該無形資産に係る再評価剰余金の貸方残高の範囲内で、その他の包括利益に認識します。その他の包括利益に認識する減少額は、再評価剰余金としてその他の資本の構成要素に累積されている金額の減額となります。
　当社グループは、当該無形資産の認識の中止により再評価剰余金を実現させる場合には、当該再評価剰余金を利益剰余金に直接振り替えます。

（償却）
　償却費は、資産の取得原価から残存価額を差し引いた金額に基づいております。無形資産の償却は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいております。
　主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。
　・ゲーム著作権　　　　　　　５年
　償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。なお、残存価額をゼロとしております。

（非金融資産の減損）
　棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、四半期ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を連結会計年度末日ごと及び減損の兆候を識別した時に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっております。

全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失については、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には純損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

過去に認識した資産の減損損失については、四半期ごとに減損損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合には、減損損失を戻入れております。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れております。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。

③ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリース、若しくはリースを含んでいるものとしております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を移転するか否かを評価するために、当社グループは以下のことを検討しております。

- 契約が特定された資産の使用を含むか
- 当社グループが使用期間全体にわたり資産の使用からの経済的便益のほとんど全てを得る権利を有しているか

・　当社グループが資産の使用を指図する権利を有しているか

当社グループは、リース要素が含まれる契約の締結時又は見直し時に、契約で合意した対価を、各リース要素及び非リース要素の独立価格の比率に基づいて各要素に按分します。ただし、当社グループが借手となる建物等のリースについては、非リース要素を分離せずに、リース要素と非リース要素を単一のリース要素として会計処理することを選択しております。

当社グループは、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の両方を加えた期間をリース期間としております。

・　リースを延長するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使することが合理的に確実である場合）
・　リースを解約するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合）

(借手としてのリース)

当社グループは、リースの使用開始日に使用権資産とリース負債を認識します。

使用権資産は、取得原価で当初測定しております。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び除去、原資産又は原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加え、受領済みのリース・インセンティブを控除して算定します。

当初認識後、使用権資産は、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方の日まで、定額法により減価償却します。使用権資産の見積耐用年数は、有形固定資産と同様に決定します。さらに、使用権資産は、減損損失により減額され、対応するリース負債の再測定に際して調整されます。

リース負債は、開始日時点で支払われていないリース料をリースの計算利子率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しております。リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、借手の追加借入利子率を使用しております。借手の追加借入利子率は、国債等のリスクフリーレートに信用リスクを加味した方法、直近の金融機関からの借入

利子率を用いる方法等により算定しております。

リース負債の測定に含めるリース料総額は、以下で構成されます。

- ・ 固定リース料（実質的な固定リース料を含む）から、受け取るリース・インセンティブを控除した額
- ・ 指数又はレートに基づいて算定される変動リース料（当初測定には開始日現在の指数又はレートを用いる）
- ・ 残価保証に基づいて借手が支払うと見込まれる金額
- ・ 当社グループが行使することが合理的に確実である場合の購入オプションの行使価格
- ・ リースの解約に対するペナルティの支払額（リース期間が借手によるリース解約オプションの行使を反映している場合）

開始日後におけるリース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額しております。指数又はレートの変動により将来のリース料が変動した場合、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額の見積りが変動した場合、又は購入、延長、解約オプションを行使するかどうかの判定が変化した場合、リース負債は再測定されます。

リース負債を再測定する場合、対応する修正は使用権資産の帳簿価額を修正するか、使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には損益として認識します。

当社グループは、連結財政状態計算書において、投資不動産の定義を満たさない使用権資産を「使用権資産」に、リース負債を「リース負債（流動）」及び「リース負債（非流動）」にて表示しております。

(短期リース及び少額リース)

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額である資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(貸手としてのリース)

当社グループがリースの貸手である場合、リース契約時にそれぞれのリースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類しております。それぞれのリースを分類するに当たり、当社グループは、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的に全て移転するか否かを総合的に評価しております。移転する場合はファイナンス・リースに、そうでない場合はオペレーティング・リースに分類しております。

この評価の一環として、当社グループは、リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めているかなど、特定の指標を検討しております。

・ 当社グループが中間の貸手である場合、ヘッドリースとサブリースは別個に会計処理しております。
・ サブリースの分類は、原資産ではなくヘッドリースから生じる使用権資産を参照して判定しております。
・ ヘッドリースが上記の免除規定を適用して会計処理する短期リースである場合、サブリースはオペレーティング・リースとして分類しております。
・ 契約がリース要素と非リース要素を含む場合、当社グループは、IFRS第16号を適用して契約における対価を按分しております。

当社グループは、オペレーティング・リースによるリース料をリース期間にわたり定額法により収益として認識し、「その他の収益」に含めて表示しております。

ファイナンス・リースによるリース料については、開始日において、ファイナンス・リースに基づいて保有している資産を財政状態計算書に認識し、それらを正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として「営業債権及びその他の債権」及び「その他の金融資産(非流動)」に表示しております。

開始日において、正味リース投資未回収額の測定に含められるリース料は、リース期間中に原資産を使用する権利に対する下記の支払のうち開始日に受け取っていない金額で構成されております。

・ 固定リース料(実質上の固定リース料を含む)から、支払うリース・インセンティブを控除した金額

・ 変動リース料のうち、指数又はレートに応じて決まる金額（当初測定には、開始日現在の指数又はレートを用いる）
・ 貸手に提供される残価保証
・ 購入オプションを借手が行使することが合理的に確実である場合の、当該オプションの行使価格
・ リース解約に対するペナルティの支払額（リース期間が借手のリース解約オプションの行使を反映している場合）

当社グループは、ファイナンス・リースによるリース料を当社グループの正味リース投資未回収額に対する一定の期間リターン率を反映するパターンに基づいて、リース期間にわたり「金融収益」として認識しております。

④ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務については、賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して見積り、認識及び測定しております。

⑤ 収益の計上基準

当社グループは、PCオンライン事業、モバイル事業、PCオンラインゲーム配信に係るコンサルティング事業及びインターネット広告事業を行っております。通常の商取引において提供されるサービスの対価の公正価値から、売上関連の税金を控除した金額で収益を測定しております。

サービスの提供に関する取引に関し、顧客との契約について下記の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約の識別

ステップ２：契約における履行義務の識別
ステップ３：取引価格の算定
ステップ４：履行義務への取引価格の配分
ステップ５：履行義務の充足時（又は充足するにつれて）の収益の認識

当社グループにおいては顧客との契約獲得のための増分費用や、それに伴う回収可能であると見込まれる部分について資産として認識されるものはありません。また、連結財政状態計算書の「繰延収益」は、IFRS第15号における契約負債に該当するものであります。

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しており、履行義務の識別に当たっては本人か代理人かの検討を行っております。収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準、収益の総額表示と純額表示に関する基準は以下のとおりであります。

(A) 収益の主要な区分ごとの収益認識基準

当社グループは、(a)PCオンライン事業及びモバイル事業におけるアイテム等の販売に係る売上収益（ゲーム課金による収益）、(b)当社グループが開発し製品化したPCオンラインゲームの配信権を供与することによるロイヤリティ収益、(c)PCオンラインゲーム配信にかかるコンサルティング事業及びゲーム内広告事業に係る収益を主な収益としております。

(a) PCオンライン事業及びモバイル事業におけるアイテム等の販売に係る売上収益（ゲーム課金による収益）

PCオンライン事業では、当社グループ又は他社が開発したPCオンラインゲームの配信を行っております。当社グループのPCオンラインゲームでは、基本的なゲームの利用料は無料ですが、これに必要なアイテムの購入や特定のサービスを利用する際に課金する方式をとっております。PCオンラインゲームにおいてはゲーム・ポイントと交換して取得したゲーム・アイテムの利用期間を見積り、当該見積利用期間にわたって売上収益を認識しております。

モバイル事業では、スマートフォン、タブレット等の端末を通じて、当社グループ又は他社が開発したモバイルゲームの配信を行っております。モバイルゲームにおい

ては、基本的なゲームの利用料は無料ですが、これに必要なアイテムの購入や特定のサービスを利用する際に課金する方式をとっております。モバイルゲームにおいてはゲーム・ポイントと交換して取得したゲーム・アイテムの利用期間を見積り、当該見積利用期間にわたって売上収益を認識しております。

なお、PCオンライン事業及びモバイル事業は大部分を本人としてサービスを提供しておりますが、一部のサービスにつきましては代理人としてサービスを提供しております。

(b) 当社グループが開発し製品化したPCオンラインゲームの配信権を供与することによるロイヤリティ収益

当社グループは、当社グループが開発し、製品化したPCオンラインゲームの著作権者として、グループ外の配信会社とライセンス契約を締結し、その配信権を供与します。

配信権を第三者に供与することによって発生するロイヤリティ収益は、取引に関連する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、かつ収益の金額を信頼性をもって測定できるときに、関連するロイヤリティ契約の契約期間にわたり履行義務が充足されるものと認識しております。

なお、ライセンス契約による配信権の供与は、本人として取引を行っております。

(c) PCオンラインゲーム配信にかかるコンサルティング事業及びゲーム内広告事業に係る収益

コンサルティング事業は、子会社が中国国内の配信会社に対して、ビリングシステム及び会員システムの構築及び管理業務、事業戦略、ゲーム運営、マーケティングに係るコンサルティングサービスを提供しており、サービスの提供に関する取引の進捗度に応じて収益を認識しております。コンサルティング事業は本人としてサービスを提供しております。

ゲーム内広告事業は、ユーザーがゲームの中で広告機能が付加された機能性アイテムを使用することにより、広告をユーザーに直接露出しており、広告実施期間にわたって売上収益を認識しております。ゲーム内広告事業につきましては契約ごとに本人か代理人かの判断をしております。

(B) 履行義務の充足時（又は充足するにつれて）の収益の認識

履行義務の充足に関しては、サービスを顧客に移転することによって当社グループが履行義務を充足したときに、又は充足するにつれて、収益を認識しております。

PCオンライン事業、モバイル事業、PCオンラインゲーム配信にかかるコンサルティング事業及びインターネット広告事業は、それぞれ一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと認識しております。なお、セグメント情報においては、PCオンラインゲーム配信にかかるコンサルティング事業における収益はPCオンラインに、インターネット広告事業における収益はその他に含まれております。

(a) 一時点で充足される履行義務

顧客への引渡時において支配が移転するため、一時点において収益を認識しております。

(b) 一定の期間にわたり充足される履行義務

次の要件のいずれかに該当する場合は、サービスに対する支配を一定の期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

(i) 顧客が、当社グループの履行によって提供される便益を、当社グループが履行するにつれて同時に受け取って消費する。
(ii) 当社グループの履行が、資産（例えば仕掛品）を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価につれてそれを支配する。
(iii) 当社グループの履行が、当社グループが他に転用できる資産を創出せず、かつ、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

ゲーム課金の収益に対する履行義務は、ゲームごとに販売アイテムのサービス期間（履行義務期間）を見積り認識しております。履行義務の充足期間は、見積られたサービス期間と同一の期間とし、販売アイテムの仕様に応じ消耗性・期間性・永久性の３種類に分類し算出しております。

また、履行義務が永久に継続する永久性アイテムに関しましては、ユーザーのサービス利用期間を加重平均して算出する方法を採用しております。

ロイヤリティ収益は、当社グループが保有する著作権等の契約期間をもって履行義務

の充足期間として収益を認識しております。

(C) 収益の総額表示と純額表示

当社グループでは、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するに当たり、収益を顧客から受け取る対価の総額で表示するか、又は顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額で表示するかを判断しております。ただし、総額又は純額、いずれの方法で表示した場合でも、純損益に影響はありません。

収益を総額表示とするか純額表示とするかの判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務(すなわち、「本人」)に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務(すなわち、「代理人」)に該当するかを基準としております。当社グループが「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて収益を総額で認識しております。当社グループが「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益を純額で認識しております。本人か代理人かの判定に際しては、物品の販売及びサービスの提供に係る重要なリスク及び便益のエクスポージャーについて、取引条件等を個別に評価しております。

なお、特定された財又はサービスを当該財又はサービスが顧客に移転される前に支配している場合におきましては、「本人」に該当いたします。

ある取引において当社グループが本人に該当し、その結果、当該取引に係る収益を総額で表示するための判断要素として、次の指標を考慮しております。

(a) サービスを顧客へ提供する、又は注文を履行する第一義的な責任を有している。

(b) 直接又は間接的に価格決定に関する裁量権を有している。

(c) 顧客に対する債権に係る顧客の信用リスクを負っている。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

(a) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業がそれぞれの財務諸表を作成する際に、その企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートで各企業の機能通貨に換算しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。

(b) 外貨建項目の換算

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定されている外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算によって発生した為替差額は、純損益として認識しております。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の再換算により発生した差額、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。取得原価により測定されている外貨建非貨幣性項目は、取引日の為替レートを使用して換算しております。

(c) 在外営業活動体

機能通貨が表示通貨と異なるグループ企業（主に在外営業活動体）の資産及び負債は、その在外営業活動体の取得により発生したのれん、識別した資産及び負債並びにその公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、その期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均為替レートで表示通貨に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しております。在外営業活動体の持分全体の処分、及び支配又は重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、当該換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えております。

⑦ のれんに関する事項

当社グループはのれんを、取得日時点で測定した譲渡対価の公正価値と被取得企業に対する非支配持分の金額の合計から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債

の純認識額を控除した額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、純損益に認識しております。

当社グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかを、取得日に個々の取引ごとに選択しております。

当初認識後、のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。持分法で会計処理している被投資企業については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めております。

⑧ 重要なヘッジ会計の方法

当社グループのデリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程にしたがって行っており、当社の経理財務部が決裁担当者の承認を得て実行しております。また、デリバティブの利用に当たっては信用リスクを軽減するために格付けの高い金融機関のみと取引を行っております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジの対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法等を含んでおります。

デリバティブは契約を締結した日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動のうちヘッジ有効部分はその他の包括利益で認識し、ヘッジ非有効部分は直ちに純損益で認識しております。その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額はヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期に、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、純損益に振り替えております。

ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさない場合、ヘッジ手段が失効、売却、終了又は行使された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。ヘッジ会計を中止した場合、当社グループは、既にその他の包括利益で認識したキャッシュ・フロー・ヘッジの残高を、予定取引が純損益に影響を与えるまで引き続き計上しております。予定取引の発生が予想されなくなった場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、即時に純損益で認識しております。

(7) 会計方針の変更

(IFRSにより要求される会計方針の変更)

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準を適用しております。これらについては、当連結会計年度において重要な影響はありません。

基準書	基準書名	新設・改定の概要
IAS第1号	財務諸表の表示	債務及び他の負債を流動又は非流動にどのように分類するかを明確化 特約条項付の非流動負債に関して企業が提供する情報を改善するためのもの
IFRS第16号	リース	セール・アンド・リースバック取引を取引後にどのように会計処理するのかを説明する要求事項を追加するもの
IAS第7号 IFRS7号	キャッシュ・フロー計算書 金融商品：開示	サプライヤー・ファイナンスの透明性を増進するための開示要求

(8) 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定の設定を行っております。見積り及び仮定は、過去の実績や、合理的だと考えられる様々な要因に基づく経営者の最善の判断に基づいております。しかし実際の結果は、その性質上、見積り及び仮定と異なることがあり、将来の不確実な経済条件の変動による影響を受けて、翌期以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。連結計算書類で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は、以下のとおりです。

① 金融商品の公正価値の測定方法

特定の金融商品の公正価値は、重要な観察可能でないインプットを含む評価技法に基づき算定されております。重要な観察可能でないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。当連結会計年度に計上した金額は、連結財政状態計算書の「その他の金融資産（非流動）」に含まれております。

② 非金融資産の減損

当社グループは、棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産について、「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(6)会計方針に関する事項」にしたがって、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い金額とし、使用価値の算定においては、将来キャッシュ・フロー予測に含まれる成長率や割引率等の仮定に基づいて算定されております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。当連結会計年度に計上した金額は、連結財政状態計算書の「その他の流動資産」、「有形固定資産」、「のれん」、「無形資産」、「使用権資産」、「持分法で会計処理されている投資」及び「その他の非流動資産」に含まれております。なお、「のれん」に関する減損テストの実施結果は、「9．その他の注記」に記載しております。

③ 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び税務上の繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる時期及び金額に基づき算定されております。課税所得が生じると見込まれる時期及び金額は、経営者の最善の見積りと判断により決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。当連結会計年度に計上した金額は、連結財政状態計算書の「繰延税金資産」になります。

2．連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供されている資産

その他の金融資産（流動）	
定期預金	10,862百万円
その他の金融資産（非流動）	
定期預金	385百万円
計	11,247百万円

上記定期預金は、主に在外子会社の従業員による金融機関からの借入金に関連するものであります。

(2) 担保に係る債務

該当事項はありません。

(3) 資産から直接控除した損失評価引当金

営業債権及びその他の債権	864百万円
その他の金融資産（流動）	1,133百万円
その他の金融資産（非流動）	790百万円

(4) 有形固定資産に係る減価償却累計額　22,694百万円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額666百万円が含まれております。

(5) 保証債務等

該当事項はありません。

3．連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	857,453,260株	2,529,892株	17,539,739株	842,443,413株

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による増加2,529,892株であります。

2. 普通株式の発行済株式総数の減少17,539,739株は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,809,545株	21,375,233株	17,734,566株	19,450,212株

(注) 1. 当社による普通株式の自己株式数の増加のうち、自社株買付けによる増加は19,777,200株及び単元未満株式の買取請求による増加は83株であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加のうち1,597,950株は、当社の連結子会社であるNEXON Employee Benefit Trust(以下「本信託」という。)が当社株式を取得したことによるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の減少のうち17,539,739株は、自己株式の消却によるものであります。

4. 普通株式の自己株式数の減少のうち194,827株は、当社の連結子会社であるStiftelsen Embark Incentive(以下「本財団」という。)が保有する当社株式の処分によるものであります。

5. 当連結会計年度末の自己株式数19,450,212株には、本財団が保有する当社株式404,281株及び本信託が保有する当社株式2,087,348株がそれぞれ含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年2月21日取締役会	普通株式	4,214	5.0	2023年12月31日	2024年3月28日	利益剰余金
2024年8月8日取締役会	普通株式	6,252	7.5	2024年6月30日	2024年9月24日	利益剰余金

(注) 1. 2024年2月21日の取締役会決議による配当金の総額には、本財団及び本信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円及び2百万円がそれぞれ含まれております。
2. 2024年8月8日の取締役会決議による配当金の総額には、本財団及び本信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円及び6百万円がそれぞれ含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年2月19日取締役会	普通株式	12,382	15.0	2024年12月31日	2025年3月27日	利益剰余金

(注) 2025年2月19日の取締役会決議による配当金の総額には、本財団及び本信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円及び31百万円がそれぞれ含まれております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2020年ストック・オプション(第18-2回)としての新株予約権	普通株式	1,030,000株
2020年ストック・オプション(第18-3回)としての新株予約権	普通株式	7,856,000株
2021年ストック・オプション(第19-1回)としての新株予約権	普通株式	118,902株
2021年ストック・オプション(第20-1回)としての新株予約権	普通株式	214,167株
2021年ストック・オプション(第20-２回)としての新株予約権	普通株式	5,736,809株
2021年ストック・オプション(第20-３回)としての新株予約権	普通株式	105,200株
2022年ストック・オプション(第22回)としての新株予約権	普通株式	133,333株
2023年ストック・オプション(第24-1回)としての新株予約権	普通株式	4,002株

(注) 新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないもの及び権利が確定していないものを除いております。

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画等に基づき必要な運転資金、投資資金を確保しております。余剰資金は短期的な預金及び有価証券にて運用を行っております。なお、デリバティブ取引につきましては、主に金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的でのみ利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権及びその他の債権は取引先等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社及び連結子会社がそれぞれの債権管理規程にしたがい、定期的に信用調査を実施して信用情報を把握するとともに、取引先ごとの期日及び残高を管理し、財務状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

その他の金融資産のうち有価証券は、主に株式及び投資事業組合出資金であります。これらは、発行事業体の信用リスク、市場価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体事業の財務内容を把握することにより管理しております。

仕入債務及びその他の債務は、全て１年以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品の公正価値に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、将来キャッシュ・フローを割り引く方法等により見積っております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 金融商品の公正価値に関する事項

2024年12月31日における連結財政状態計算書計上額及び公正価値については、次のとおりであります。

	連結財政状態計算書計上額（百万円）	公正価値（百万円）
現金及び現金同等物	331,931	331,931
営業債権及びその他の債権	88,717	88,717
その他の預金	268,934	268,934
その他の金融資産（流動）	49,471	49,471
その他の金融資産（非流動）	268,310	268,310
資産計	1,007,363	1,007,363
仕入債務及びその他の債務	15,651	15,651
その他の金融負債（非流動）	1,089	1,089
負債計	16,740	16,740

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。なお、金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、将来キャッシュ・フローを割り引く方法等により見積っております。

<u>現金及び現金同等物、その他の預金、仕入債務及びその他の債務</u>

満期又は決済までの期間が短期であるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

<u>営業債権及びその他の債権</u>

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。なお、短期間で決済される営業債権及びその他の債権については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

<u>その他の金融資産（流動）</u>

市場性のある資本性金融商品及び負債性金融商品につきましては、純損益を通じて公正価

値で測定する（FVTPL）金融資産に分類し、報告期間末に公正価値で測定しております。公正価値は市場価格によっております。
　その他、当該科目に表示したものについては満期又は決済までの期間が短期であるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

その他の金融資産（非流動）
　市場性のある有価証券のうち株式につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVTOCI）金融資産に分類し、報告期間末に公正価値で測定しております。公正価値は市場価格によっております。
　非上場株式のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVTOCI）金融資産に分類しているものは、報告期間末に公正価値で測定しております。公正価値は将来キャッシュ・フローを割り引く方法等により、見積っております。
　上記以外のファンド等の有価証券につきましては、純損益を通じて公正価値で測定する（FVTPL）金融資産に分類し、報告期間末に公正価値で測定しております。
　その他、当該科目に表示したものにつきましては、主に将来キャッシュ・フローを割り引く方法により公正価値を算定しております。

その他の金融負債（非流動）
　ヘッジ会計を適用していないデリバティブ負債につきましては、純損益を通じて公正価値で測定する（FVTPL）金融負債に分類し、報告期間末に公正価値で測定しております。
　その他、当該科目に表示したものにつきましては、主に将来キャッシュ・フローを割り引く方法により公正価値を算定しております。

(5) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項
　IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値の階層を用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

　公正価値の階層は、以下のレベルとなっております。
・レベル１：活発な市場における同一資産・負債の市場価格
・レベル２：直接的又は間接的に観察可能な公表価格以外の価格で構成されたインプット
・レベル３：観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。なお、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

① 償却原価で測定する金融商品

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、当連結会計年度末における償却原価で測定する金融資産及び金融負債の内訳は、以下のとおりであります。ただし、帳簿価額を公正価値とみなしている金融資産及び金融負債については、以下の表には含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル１	レベル２	レベル３	合計
その他の金融資産（非流動）					
定期預金	6,969	－	6,969	－	6,969
敷金及び保証金	4,161	－	－	4,161	4,161
長期貸付金	7,212	－	－	7,212	7,212
その他	1,359	－	－	1,359	1,359
合計	19,701	－	6,969	12,732	19,701
その他の金融負債（非流動）					
その他	1,089	－	－	1,089	1,089
合計	1,089	－	－	1,089	1,089

② 公正価値で測定する金融商品

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、当連結会計年度末における経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産（流動）				
FVTPLの金融資産				
株式	23,500	－	－	23,500
その他の金融資産（非流動）				
FVTPLの金融資産				
株式	－	－	2,550	2,550
ファンド	－	－	45,200	45,200
FVTOCIの金融資産				
株式	194,336	－	5,233	199,569
合計	217,836	－	52,983	270,819

③ レベル３に区分した金融商品の調整表

公正価値ヒエラルキーレベル３に区分した経常的な公正価値測定について、当連結会計年度における期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	その他の金融資産			その他の金融負債
	株式	ファンド	合計	ヘッジ会計を適用していないデリバティブ負債
期首残高	10,641	22,686	33,327	0
利得又は損失(注１)				
純損益	△0	9,059	9,059	△0
その他の包括利益	△1,402	－	△1,402	－
購入	－	12,419	12,419	－
売却	△913	－	△913	－
分配	－	△1,532	△1,532	－
持分法で会計処理されている投資への振替(注2)	△341	－	△341	－
在外営業活動体の換算差額	△202	2,568	2,366	0
期末残高	7,783	45,200	52,983	－

(注) 1. 純損益に認識した利得又は損失は、金融収益又は金融費用に表示しており、その他の包括利益に認識した利得又は損失は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に表示しております。

2. 持分法で会計処理されている投資への振替は、当連結会計年度において、当社グループが出資している会社の償還可能転換優先株式を普通株式に転換したことにより重要な影響力を有することになったことに伴う、その他の金融資産(株式)から持分法で会計処理されている投資への振替です。

レベル３に分類される金融商品に係る公正価値の測定は、関連する社内規程にしたがい、当社及び連結子会社における経理財務部門により実施しております。公正価値を測定するに際しては、インプットを合理的に見積り、資産の性質等から判断して最も適切な評価モデルを決定しており、その決定に当たり適切な社内承認プロセスを踏むことで公正価値評価の妥当性を確保しております。

経常的に公正価値で測定するレベル３に分類される金融商品の公正価値測定に用いた評価技法は、主に割引キャッシュ・フロー法であり、重要な観察可能でないインプットは、主に割引率です。これらの公正価値は、主に割引率の上昇（下落）により減少（増加）します。なお、インプットが合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に見込まれる公正価値の増減は重要ではありません。

5．収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの制作・開発、配信を行っており、取扱う商品・サービスについて国内においては当社、海外においては現地連結子会社が、それぞれ独立した経営単位として各地域における包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの制作・開発、配信を基礎とした各社の所在地別の事業セグメントから構成されております。なお、当社グループは、所在地ごとの各子会社における事業の特性などから、為替の変動が業績に与える影響が類似しており、かつその影響の業績に占める割合も大きいことから、各社の所在地別に事業セグメントを集約することで、報告セグメントを作成しております。報告セグメントは「日本」、「韓国」、「中国」、「北米」及び「その他」の５つとしており、「その他」の区分には欧州及びアジア諸国が含まれております。

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用に基づき、顧客との契約から生じる収益を顧客との契約に基づき、PCオンライン、モバイル及びその他に収益を分解表示しております。

当連結会計年度における分解した収益と報告セグメントとの関係は、以下のとおりであります。また、当連結会計年度の売上収益は、全て顧客との契約から認識しております。

(単位：百万円)

	報告セグメント					
	日本	韓国	中国	北米	その他	合計
PCオンライン(注)	5,054	225,404	2,617	14,225	6,742	254,042
モバイル(注)	1,030	185,262	－	3,395	－	189,687
その他	39	2,432	－	△11	22	2,482
顧客との契約から認識した収益	6,123	413,098	2,617	17,609	6,764	446,211

(注) PCオンライン及びモバイルについては、主に役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

(2) 契約残高

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

当社グループの顧客との契約から生じた債権及び契約負債は、以下のとおりであります。なお、当社グループにおいて契約資産として認識されているものはありません。

(単位：百万円)

	2024年１月１日	2024年12月31日
顧客との契約から生じた債権(注１)		
売掛金	35,910	87,157
繰延収益(注２)	36,272	38,502

(注) 1. 連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権は「営業債権及びその他の債権」に含まれております。

2. 繰延収益は、IFRS第15号における契約負債に該当するものであります。

当連結会計年度末における繰延収益の主な内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	流動	非流動
ゲーム課金(注１)	21,325	1,508
ロイヤリティ(注２)	2,524	13,132
その他	12	1
合計	23,861	14,641

(注) 1. 当社グループは、PCオンライン事業及びモバイル事業におけるアイテム等の販売に係る売上収益を、見積りによるゲーム・アイテムの利用期間にわたり認識するため、収益の繰延を行っております。当該利用期間の見積りの方法については、「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(6) 会計方針に関する事項　⑤ 収益の計上基準」をご参照ください。
2. ロイヤリティには、『アラド戦記』(Dungeon&Fighter)の中国におけるライセンス供与に係るロイヤリティ収入及び開発に関連する前受ロイヤリティが含まれております。
なお、開発に関連する前受ロイヤリティの収益認識時期はゲームのローンチ以降一定期間を予定しております。

② 期首時点の契約負債残高及び過去に充足していた履行義務から認識した収益

当連結会計年度に認識した収益のうち期首時点の契約負債残高に含まれていた額は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益はありません。

(単位：百万円)

	流動	非流動
期首時点の契約負債残高に含まれていた額	19,434	53

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で、契約負債において残存履行義務に配分した取引価格の総額及び当該契約負債の収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

残存履行義務に配分した取引価格の総額	38,502
収益の認識が見込まれる期間	
1年目	23,861
2年目	2,432
3年目	38
4年目	－
5年目	－
6年目以降	12,171
合計	38,502

(注) 当社グループでは、開発に関連する前受ロイヤリティは6年目以降に含めております。

6．投資不動産に関する注記

投資不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり親会社所有者帰属持分	1,238円18銭
(2) 基本的１株当たり当期利益	161円79銭
(3) 希薄化後１株当たり当期利益	161円09銭

(注) 当社の連結子会社である本財団及び本信託が保有する当社株式は、１株当たり情報の計算において控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の期末株式数は、それぞれ404,281株及び2,087,348株であり、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、それぞれ543,596株及び941,839株であります。

8．重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2025年2月13日の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことについて決議いたしました。

(1) 自己株式の消却を行う理由

資本効率の向上及び株主への利益還元のため

(2) 消却に係る事項の内容

① 消却の方法	その他利益剰余金から減額
② 消却する株式の種類	当社普通株式
③ 消却する株式の数	19,911,683株 (2025年１月31日現在の発行済株式総数の2.4％)
④ 消却予定日	2025年２月28日

(自己株式の取得)

当社は、2025年2月13日の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と資本政策の柔軟性を確保するため

(2) 取得に係る事項の内容

①	取得する株式の種類	当社普通株式
②	取得し得る株式の総数	32,000,000株(上限) (2025年1月31日現在の発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.9%)
③	株式の取得価額の総額	50,000百万円(上限)
④	取得期間	2025年2月14日～2025年6月30日
⑤	取得方法	東京証券取引所における市場買付

9．その他の注記

当連結会計年度において、のれん及び無形資産について減損テストを実施した結果、当初想定していた収益性が見込めなくなったため、減損損失を認識しております。当該減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に含まれております。

減損損失の主な内訳は以下のとおりであります。

種　類	報告セグメント	会　　社	減損損失(百万円)
のれん	韓国	Nitro Studio Co., Ltd.	6,135

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**121,498**	**流動負債**	**2,957**
現金及び預金	118,932	買掛金	373
売掛金	969	未払金	673
未収入金	421	未払費用	190
前払費用	38	預り金	27
未収還付法人税等	927	前受収益	360
その他	211	賞与引当金	261
固定資産	**90,815**	その他	1,073
有形固定資産	**－**	**固定負債**	**1,059**
建物	163	長期前受収益	106
建物附属設備	85	退職給付引当金	195
工具、器具及び備品	105	資産除去債務	167
減損損失累計額	△330	繰延税金負債	247
減価償却累計額	△23	その他	344
投資その他の資産	**90,815**	**負債合計**	**4,016**
投資有価証券	814	(純資産の部)	
関係会社株式	88,971	**株主資本**	**192,500**
関係会社長期貸付金	36,025	**資本金**	**50,633**
その他	1,292	**資本剰余金**	**49,883**
貸倒引当金	△36,287	資本準備金	49,883
		利益剰余金	**140,286**
		利益準備金	217
		その他利益剰余金	140,069
		繰越利益剰余金	140,069
		自己株式	**△48,302**
		評価・換算差額等	**559**
		その他有価証券評価差額金	559
		新株予約権	**15,238**
		純資産合計	**208,297**
資産合計	**212,313**	**負債純資産合計**	**212,313**

損益計算書

(2024年1月1日から 2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
ゲーム売上	6,085	
その他	1,218	**7,303**
売上原価		**3,605**
売上総利益		**3,698**
販売費及び一般管理費		**7,311**
営業損失(△)		**△3,613**
営業外収益		
受取利息	1,616	
為替差益	3,977	
受取配当金	103,980	
その他	30	109,603
営業外費用		
株式交付費	24	
自己株式取得費用	40	
その他	34	98
経常利益		**105,892**
特別利益		
新株予約権戻入益	581	581
特別損失		
関係会社株式評価損	840	
関係会社株式売却損	18,812	
減損損失	119	19,771
税引前当期純利益		**86,702**
法人税、住民税及び事業税	5,202	5,202
当期純利益		**81,500**

株主資本等変動計算書

(2024年１月１日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2024年１月１日期首残高	47,412	46,662	－	46,662	217	119,034	119,251
事業年度中の変動額							
新株の発行	3,221	3,221	－	3,221	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△10,465	△10,465
当期純利益	－	－	－	－	－	81,500	81,500
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の消却	－	－	－	－	－	△50,000	△50,000
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	3,221	3,221	－	3,221	－	21,035	21,035
2024年12月31日期末残高	50,633	49,883	－	49,883	217	140,069	140,286

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2024年1月1日期首残高	△43,779	169,546	525	525	16,314	186,385
事業年度中の変動額						
新株の発行	−	6,442	−	−	−	6,442
剰余金の配当	−	△10,465	−	−	−	△10,465
当期純利益	−	81,500	−	−	−	81,500
自己株式の取得	△54,523	△54,523	−	−	−	△54,523
自己株式の消却	50,000	−	−	−	−	−
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	−	−	34	34	△1,076	△1,042
事業年度中の変動額合計	△4,523	22,954	34	34	△1,076	21,912
2024年12月31日期末残高	△48,302	192,500	559	559	15,238	208,297

個別注記表

1．継続企業の前提に関する注記
　該当事項はありません。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
　関係会社株式・・・・・・移動平均法による原価法
　その他有価証券
　　市場価格のない株式等以外のもの・・・　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
　　市場価格のない株式等・・・・・・・・　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法
①　有形固定資産（リース資産を除く）
　定額法
　なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	５～50年
建物附属設備	10～15年
工具、器具及び備品	４～５年

②　無形固定資産（リース資産を除く）
　自社利用のソフトウェア
　　社内における見込み利用可能期間（５年）に基づく定額法
③　リース資産
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
　　リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）を適用し、サービスの提供に関する取引に関し、顧客との契約について下記の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約の識別
ステップ２：契約における履行義務の識別
ステップ３：取引価格の算定
ステップ４：履行義務への取引価格の配分
ステップ５：履行義務の充足時（又は充足するにつれて）の収益の認識

当社は、PCオンライン事業、モバイル事業及び子会社の日本地域におけるオンラインゲームの配信サポート事業（以下「サポート事業」という。）を行っております。当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しており、履行義務の識別に当たっては本人か代理人かの検討を行っております。収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準、収益の総額表示と純額表示に関する基準は以下のとおりであります。

(Ａ）収益の主要な区分ごとの収益認識基準

当社は、(a)PCオンライン事業及びモバイル事業におけるアイテム等の販売に係る売上高（ゲーム課金による収益）、(b)サポート事業における業務請負に係る売上高を主な収益としております。

(a) PCオンライン事業及びモバイル事業におけるアイテム等の販売に係る売上高
(ゲーム課金による収益)

PCオンライン事業では、当社子会社が開発したPCオンラインゲームの配信を行っております。当社のPCオンラインゲームでは、基本的なゲームの利用料は無料ですが、これに必要なアイテムの購入や特定のサービスを利用する際に課金する方式をとっております。PCオンラインゲームにおいてはゲーム・ポイントと交換して取得したゲーム・アイテムの利用期間を見積り、当該見積利用期間にわたって収益を認識しております。

モバイル事業では、スマートフォン、タブレット等の端末を通じて、当社子会社又は他社が開発したモバイルゲームの配信を行っております。モバイルゲームにおいては、基本的なゲームの利用料は無料ですが、これに必要なアイテムの購入や特定のサービスを利用する際に課金する方式をとっております。モバイルゲームにおいてはゲーム・ポイントと交換して取得したゲーム・アイテムの利用期間を見積り、当該見積利用期間にわたって収益を認識しております。

なお、PCオンライン事業及びモバイル事業は大部分を本人としてサービスを提供しておりますが、一部のサービスにつきましては代理人としてサービスを提供しております。

(b) サポート事業における業務請負に係る売上高

当社は、当社子会社又は他社が開発し、当社子会社が直接日本地域における配信サービスを行う場合のQAやマーケティング、決済サービス等の業務を請け負うことで得た対価について収益を認識しております。

当該サポート事業の対価は、サポート事業に従事した従業員の工数に所定の契約単価を乗じた金額となります。履行義務はサポート事業に係る役務の提供に応じて充足されるため、一時点で履行義務が充足されるものと判断しております。

（B）履行義務の充足時（又は充足するにつれて）の収益の認識

履行義務の充足に関しては、サービスを顧客に移転することによって当社が履行義務を充足したときに、又は充足するにつれて、収益を認識しております。

PCオンライン事業、モバイル事業は、それぞれ一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと認識しており、サポート事業は一時点で履行義務が充足されるものと認識しております。

ゲーム課金の収益に対する履行義務は、ゲームごとに販売アイテムのサービス期間（履行義務期間）を見積り認識しております。履行義務の充足期間は、見積られたサービス期間と同一の期間とし、販売アイテムの仕様に応じ消耗性・期間性・永久性の３種類に分類し算出しております。

また、履行義務が永久に継続する永久性アイテムに関しましては、ユーザーの平均サービス利用期間を算出する方法を採用しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

（信託に係る会計処理）

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年３月26日）に準じて、総額法を適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記
(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	88,971百万円
関係会社株式評価損	840百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が当事業年度の計算書類に計上した関係会社株式のうち、主要なものはNEXON Korea Corporation株式88,303百万円であります。

当該関係会社株式の評価は、当事業年度においては、実質価額の著しい低下は認められなかったことから、関係会社株式評価損の計上は行っておりませんが、将来の不確実な経済状況の変動等により、翌事業年度以降の関係会社株式の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権	639百万円
長期金銭債権	272百万円
短期金銭債務	705百万円

(2) 保証債務

子会社に対して、以下のとおり債務保証を行っております。

Nexon America Inc. 賃貸借契約連帯保証	1,069百万円
Nexon US Holding Inc. ライセンス契約債務保証	949百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引

売上高	1,228百万円
仕入高	1,721百万円
販売費及び一般管理費	385百万円

営業取引以外の取引

受取配当金	103,973百万円
関係会社株式の売却	20,123百万円
その他取引	10百万円

(2) 特別損失

関係会社株式売却損の内訳は以下のとおりとなっております。

Embark Studios AB	18,812百万円

(注) 当該関係会社株式売却損は、当社の子会社であるEmbark Studios ABに係る当社保有株式の全てを、当社の子会社であるNEXON Korea Corporationに売却したことにより生じたものであります。詳細は「8. 関連当事者との取引に関する注記」をご参照ください。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	15,210,437	21,375,233	17,539,739	19,045,931

(注) 1. 当社による普通株式の自己株式数の増加は、自己株式の取得による増加19,777,200株及び単元未満株式の買取請求による増加83株であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少17,539,739株は、自己株式の消却によるものであります。

3. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

(1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

当期首　489,398株　当期末　2,087,348株

(2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数

増加　1,597,950株

(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

7百万円

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	13,358百万円
関係会社株式評価損	1,005百万円
前受収益	143百万円
新株予約権	241百万円
減損損失	157百万円
貸倒引当金	11,111百万円
その他	2,471百万円
繰延税金資産小計	28,486百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△13,358百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△15,128百万円
評価性引当額小計	△28,486百万円
繰延税金資産合計	ー百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△247百万円
繰延税金負債合計	△247百万円
繰延税金資産(負債) の純額	△247百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.64%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△34.89%
評価性引当金	3.63%
外国税額	6.00%
その他	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.00%

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	NEXON Korea Corporation	所有 直接 100%	開発ゲームのパブリッシング許諾 役員の兼任	仕入（注1） その他の原価 その他の販売管理費 売上（注2） 業務外注（注3） 配当の受取 増資の引受（注4） 関係会社株式の売却（注5） 　売却代金 　売却損 雑収入	1,298 258 20 1,228 885 103,973 85,498 20,123 18,812 10	買掛金 未払金 売掛金 未収入金 長期未収金	284 365 221 306 10
子会社	Nexon America Inc.	所有 直接 100%	役員の兼任 債務保証	－	－	関係会社長期貸付金（注6）	36,025
子会社	Embark Studios AB	所有 間接 100%	役員の兼任	増資の引受（注4）	4,569	－	－

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	李 政憲	被所有 直接 0.07%	当社 代表取締役社長	ストック・オプション行使（注7）	616	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．仕入については、ロイヤリティに係るものであり、PCオンラインゲーム市場における一般的な取引条件を勘案して決定しております。

2．売上については、NEXON Korea Corporationが日本地域で配信するモバイルゲームに対するローカライズサービスに係るものであり、モバイルゲーム市場における一般的な取引条件を勘案して決定しております。

3．業務外注代行の取引金額は、年間立替総額を記載しております。

4．増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものです。

5．当事業年度において、当社の子会社であるEmbark Studios ABに係る当社保有株式の全てを当社の子会社であるNEXON Korea Corporationに売却いたしました。当該関係会社株式の売却価額については、外部の専門家より取得した株式価値算定書に基づき、両社協議の上決定しております。

6．上記子会社に対する貸付金及び未収利息に対して、当事業年度において36,287百万円の貸倒引当金を計上しております。

7．2021年ストック・オプション(第20-2回)としての新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「２.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益の計上基準」に記載のとおりであります。

10. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	234円47銭
１株当たり当期純利益	97円72銭

（注）総額法の適用により計上された自己株式については、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
期末の当該自己株式の数　2,087,348株　　期中平均の当該自己株式の数　941,839株

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の消却

当社は、2025年２月13日の取締役会において、自己株式の消却を行うことについて決議しております。詳細につきましては、連結注記表「８．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますのでご参照ください。

(2) 自己株式の取得

当社は、2025年２月13日の取締役会において、自己株式の取得に係る事項について決議しております。詳細につきましては、連結注記表「８．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますのでご参照ください。

12. その他の注記

（信託に残存する自社の株式）

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末現在において4,640百万円及び2,087,348株であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

株式会社ネクソン
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林　　壮一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高　島　静　枝

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネクソンの2024年１月１日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ネクソン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

株式会社ネクソン
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林　　壮一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高　島　静　枝

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクソンの2024年1月1日から2024年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年2月13日の取締役会において、自己株式の消却を行うことについて決議した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年2月13日の取締役会において、自己株式の取得を行うことについて決議した。

　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年１月１日から2024年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の４第１項及び第２項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年２月19日

株式会社ネクソン　監査等委員会

監 査 等 委 員 アレクサンダー・イオシロビッチ ㊞

監 査 等 委 員 本多　慧 ㊞

監 査 等 委 員 国谷　史朗 ㊞

（注）監査等委員アレクサンダー・イオシロビッチ、本多慧及び国谷史朗は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区六本木三丁目２番１号　住友不動産六本木グランドタワー９階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター ROOM-I
TEL 03－6629－5318

交通　地下鉄　南北線　六本木一丁目駅（直結）
西改札を出て直進すると会場ビルのエントランスに到着します。
正面左手の入り口からエレベーターで９階までお越しください。
※駐車場の数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
※駐車場ご利用の料金はご自身で負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
※六本木七丁目にございます会議室「ベルサール六本木」とお間違いのないようご注意ください。